

会社法

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

我々が生きる現代社会において、「会社」は人々の生活と密接に関係している。ここで取り扱う「会社」では、会社内部の株主や取締役などの意思決定の下で、会社内部の権限・利益配分や会社外部の債権者との取引を行う。本講では、このような会社をめぐる利害関係者を規制する「会社法」を中心に議論を進める。そこでは、法と経済学や国際会社法などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	会社法総論	17	機関（5）取締役の権限・義務
2	ベンチャー・ビジネスと法規制	18	機関（6）会社役員の実務・行為差止
3	会社形態：株式会社・持分会社	19	機関（7）株主代表訴訟
4	設立（1）総論・設立手続	20	機関（8）監査役・監査役会
5	設立（2）発起人・設立責任	21	機関（9）会計参与・会計監査人
6	株式（1）総論・株主の権利と義務	22	機関（10）委員会設置会社
7	株式（2）株式の譲渡とその制限	23	計算：企業会計の概要・剰余金分配
8	株式（3）自己株式	24	企業組織再編（1）総論
9	新株発行（1）意義・資金調達	25	企業組織再編（2）合併
10	新株発行（2）是正措置	26	企業組織再編（3）株式交換・株式移転
11	新株予約権：意義・発行手続・譲渡・行使	27	企業組織再編（4）敵対的企業買収
12	社債：意義・発行手続	28	国際会社法（1）会社従属法・外国会社
13	機関（1）総論	29	国際会社法（2）国際的合併・企業買収
14	機関（2）株主総会の意義	30	総括
15	機関（3）株主総会の決議	31	期末試験
16	機関（4）取締役会・代表取締役		

【履修上の注意事項】

基本的に、通常の授業形態で行い、可能であれば、講義の理解を深めるために、グループ討論会や双方向的な授業形態も取り入れる。

【評価方法】

期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。

【テキスト】

- 伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法〔第3版〕（LEGAL QUEST）』（有斐閣、2015年予定）
- 最新版の六法

【参考文献】

- 江頭憲治郎『株式会社法〔第5版〕』（有斐閣、2014年）
- 江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選〔第2版〕（別冊ジュリスト（No. 205））』（有斐閣、2011年）

家族法

担当教員 熊谷 久世

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

わが国の民法典第四編及び第五編に関する講義を行います。前半では、男女に関する法律、親子に関する法律、家族構成員の保護に関する法律を中心として講述することになりますが、戸籍制度や家事紛争の解決など実務的な問題についても取扱い、夫婦の氏や人工生殖による親子関係など海外の動向も視座に入れた上で社会の現実・意識等、法律の背景にあるものにも迫りたいと思います。後半は、近年の民法改正委員会の検討課題や、婚外子の法定相続差別や遺言・遺留分など相続法における現代的課題をとりあげます。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	家族法の意義と変遷・課題	17	扶養 私的扶養と公的扶助 扶養義務
2	家庭裁判所と家事事件手続法（旧家審法）	18	氏名と戸籍 氏の意義と命名 戸籍制度
3	親族法概説	19	小括
4	婚姻の成立 成立要件	20	相続法概説
5	婚姻の効力 選択的夫婦別姓	21	相続人 種類・能力 欠格・廃除 不存在
6	夫婦財産制	22	相続分 非嫡出子の法定相続分差別
7	離婚 離婚制度の変遷	23	相続の承認と放棄 単純承認と限定承認
8	離婚の成立 有責配偶者の離婚請求	24	相続財産 具体的な範囲と遺産の共有
9	離婚の効果 財産分与と子をめぐるとの問題	25	遺産分割 協議分割と審判分割
10	婚外関係の法的規制 婚約・内縁・事実婚	26	相続回復請求権
11	親子 実子 嫡出親子関係 嫡出推定	27	遺言の方式・執行および撤回
12	親子 実子 非嫡出親子関係 認知・準正	28	遺言の効力 遺贈
13	親子 養子 特別養子と藁の上からの養子	29	遺留分 遺留分減殺請求権
14	人工生殖 人工授精と体外受精・代理母	30	総括
15	親権 後見・保佐・補助	31	期末試験
16	子の奪取について-ハーグ条約		

【履修上の注意事項】

最新版の六法(ポケット版でよい)を持参すること

【評価方法】

前後期の期末試験および随時課されるレポート・小テストなどにより総合評価する
出欠は採らないが、適宜おこなう確認テストや小レポートは評価の対象とする

【テキスト】

特に指定せず、毎回レジュメを配布することとする。昨今の家族法改正のため、教科書などは各社改訂が見込まれているので、特に自習用として購入しようとする者は相談されたい
下記の参考文献についても同様である

【参考文献】

- (1)「家族法(第3版)」大村敦志(有斐閣)
- (2)「民法 親族相続(第4版)」松川正毅(有斐閣)
- (3)「民法判例百選Ⅲ親族・相続」(有斐閣)
- (4)「家族法/民法を学ぶ(第2版)」窪田充見(有斐閣)
- (5)「民法7親族・相続(第4版)」高橋朋子・床谷文雄・棚村政行(有斐閣)

環境法

担当教員 砂川 かおり

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、環境法に係るこれまでの理論的蓄積やアプローチ、判例等を学びながら、環境法に関する諸課題について理解を深め、問題点の抽出、解決方法等について考え、分析できる能力を身に付けることを目的としています。

【授業の展開計画】

第1回	講義概要説明
第2回	公害・環境法の歴史
第3～4回	環境問題と法の体系
第5～6回	環境法の理念と原則
第7～8回	環境保護の主体
第9～10回	環境政策手法論
第11回	環境アセスメント
第12～13回	司法・行政的手法と被害者救済
第14回	まとめ
第15回	前期期末試験
第16回	前期期末試験のおさらい
第17回	大気汚染
第18回	水質汚濁
第19回	土壌汚染
第20回	廃棄物
第21～22回	化学物質・有害物質
第23回	自然保護
第24回	都市の景観
第25回	地球温暖化
第26～27回	基地環境問題
第28回	企業活動と環境保全
第29回	まとめ
第30回	後期期末試験

【履修上の注意事項】

- ※授業中に教員がトピックに関する演習課題を提示し、受講生が回答を提出することがある。
- ※受講生と相談の上、授業の内容や進行を一部変更することがある。

【評価方法】

出席・演習課題・期末試験により評価します。

【テキスト】

大塚直 編（2013）『18歳からはじめる環境法』（株式会社法律文化社）

【参考文献】

- ① 畠山武道、北村喜宣、大塚直（2007）『環境法の入門』（日本経済新聞出版社）、② 北村喜宣（2009）『現代環境法の諸相』（財団法人 放送大学教育振興会）、③ 交告尚史 他（2012）『環境法入門 第2版』（有斐閣アルマ）、その他 適宜案内する。

外国法 I

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

アメリカはいわゆる英米法圏に属しており、判例法主義などさまざまな面でわが国とは異なった考え方の中で法制度が構築されてきている。

本講義では、アメリカ公正労働基準法を題材として、わが国の労働基準法との比較検討を通じて、2国間の法制度の類似点と相違点について明らかにしていくことを目的とする。

【授業の展開計画】

詳細な講義計画については、講義の最初の段階で改めて明らかにしたいが、さしあたっては、以下のような形で講義を進めていきたいと考えている。

- (1) 英米法の基礎（その歴史、特徴など）
- (2) アメリカ法の基礎
- (3) アメリカ労働法の概要
- (4) アメリカ公正労働基準法の規制内容
- (5) わが国の労働基準法との比較検討
- (6) まとめ

【履修上の注意事項】

本講義は、アメリカ労働法について論じるものであり、当然わが国の労働法に関する最低限の知識を必要とする。したがって、少なくとも前期に開講される労働法 I を履修済みであることが望ましい。

なお、講義開始までの事情の変化により、内容を変更する場合があります。その場合であっても、講義の内容はアメリカ労働法を中心とするため、労働問題に関心を有する学生の受講を歓迎する。

【評価方法】

成績評価は、期末試験の点数により行う予定である。
必要に応じて、レポートの提出を求めることがある。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

- ・中窪裕也「アメリカ労働法（第2版）」（弘文堂・2010年）

外国法Ⅱ

担当教員 田中 稔

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

日本の民法は1900年頃にドイツ・フランス・イギリスの民法を主として参考に制定されている。従って、日本の民法を理解するには上記の諸外国の民法を学んで比較をすることが大変有益である。日本の民法学は特に、ドイツの民法典・学説・判例の影響を強く受けてきた。本講義では、ドイツの民法を、損害賠償（債務不履行・不法行為）の問題を中心として、学んでゆきたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション
2	ドイツの法制度
3	ドイツ民法典の成り立ち（19世紀）
4	ドイツ民法典の概要（パンデクテンシステム）
5	債務不履行責任の成立要件と効果の概要
6	不法行為責任の成立要件と効果の概要
7	損害賠償制度の概要
8	損害概念
9	損害賠償の範囲の画定基準
10	抽象的損害算定と具体的損害算定（1）
11	抽象的損害算定と具体的損害算定（2）
12	抽象的損害算定と具体的損害算定（3）
13	差額説とそれに対する批判（1）
14	差額説とそれに対する批判（2）
15	差額説とそれに対する批判（3）
16	

【履修上の注意事項】

ドイツ語が読める必要はありません。

【評価方法】

講義中の質疑応答、レポート等による。

【テキスト】

特にありません。

【参考文献】

適宜提供します。

外書講読研究 I

担当教員 大城 明子

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

法律、行政、政治を主にした英文をよみながら、それらの分野の知識を蓄え深く思考する力をつける。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション、割り当て
2	講読演習1
3	講読演習2
4	講読演習3
5	講読演習4
6	講読演習5
7	講読関連視聴学習1
8	講読関連視聴学習2
9	講読演習6
10	講読演習7
11	講読演習8
12	講読演習9
13	講読演習10
14	チーム発表準備
15	チーム発表1
16	チーム発表2 および 全講読演習とMy Note提出

【履修上の注意事項】

- 1 講義形式のクラスではなく学習者が自ら学ぶ演習形式クラスであるので、予習復習、クラス参加が基本です。
- 2 大学生以上レベルの辞書（電子辞書）を必ず持参すること。

【評価方法】

出席、割り当て発表、講読演習シート提出、全講読演習シートファイルとMyNote提出、チーム発表などのすべての点数を合算し成績は出します。（特に、欠席、クラス内態度不良、遅刻は、減点対象となりますので注意すること！）

【テキスト】

クラスで紹介し、購入してもらいます。

【参考文献】

外書講読研究Ⅱ

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

法学に関するドイツ語テキストを輪読することで、ドイツ法文化を理解するための手がかりとしたい。

【授業の展開計画】

授業の開始のさい、参加する学生たちと相談して、テキストを決めることになる。そのテキストを皆で輪読していきながら授業を進めることになる。折に触れて、テキストから離れて、ドイツ法文化にまつわるエピソードなどを話すことで、肩の凝らない授業にしていきたい。

【履修上の注意事項】

参加する学生は、おそらく少人数であろう。ドイツ語を履修した学生の参加が望ましい。が、それに限るわけではない。邦訳のあるテキストでもよい、と考えている。先ず、初回に教室をのぞいてほしい。

【評価方法】

出席状況やクラスへのかかわりかた、その意欲などを総合して評価の基準とする。

【テキスト】

初回に参加者と相談して決めたい。

【参考文献】

授業をすすめる中で適宜指示する。

基礎演習 I

担当教員 稲福日出夫、比屋定泰治、金城和三、伊達竜太郎、熊谷久世、山下良、山川満夫、徳永賢治、脇阪明紀、井端正幸（10クラス）

対象学年 1年

開講時期 通年

単位区分 必

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

新入生は高校までとは異なる勉強のしかたに戸惑いを感じる人が多いでしょう。「基礎演習」は、大学での勉強方法と心構えを身につけるための入門授業です。

基礎演習 I では、法学・政治学の分野に限らず広く社会事象一般を題材とし、「読む・書く・聞く・話す」を繰り返し、それによって基礎的教養を広く身につけることを目的としています。レポートをまとめたり、討論をしたりする能力は、あらゆる学問の基礎であり、専門科目を学ぶために不可欠な土台を形成することにつながります。

【授業の展開計画】

授業は個別報告の形式で行うことを基本とします。

たとえば、まず担当者(担当グループ)がテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講者全員で討論を行います。

なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講者に配布した上で報告することが求められます。

【履修上の注意事項】

どのような素朴な意見でも、まず「言葉にしてみる」ことが重要です。

基礎演習をはじめとするゼミ形式の授業の意義は、まさにこの点にあります。90分間ただ黙って座っているだけで、口を開くのは出席をとるときのみ、という態度では受講する意味がありません。

受講者には、自由な雰囲気での活発な討論を期待しています。

【評価方法】

出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

【テキスト】

原則として指定しない（担当者によっては指定する場合があります）。

【参考文献】

各報告者のテーマに応じて、適宜指示します。

基礎演習Ⅱ

担当教員 稲福 日出夫、比屋定 泰治、伊達 竜太郎、井村 真己、上江洲 純子、山下 良、中野 正剛、田中 稔、脇阪 明紀、芝田 秀幹 (10クラス)

対象学年 2年

開講時期 通年

単位区分 必

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰで学習してきた「読む・書く・聞く・話す」の能力を土台として、より専門的な法学・政治学を学習するために必要な知識や技術を身につけることを目的とします。

【授業の展開計画】

授業は、基礎演習Ⅰと同様、個別報告の形式で行うことを基本とします。たとえば、まず担当者(担当グループ)がテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講者全員で討論を行います。

報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講者全員に配布した上で報告することが求められます。

【履修上の注意事項】

基礎演習Ⅱでは、担当教員の専門分野を中心として、法学・政治学に関する問題については幅広く学んでいきます。

受講生は、ここでの学習を通じて、3・4年次の専門演習で自分がどのような分野を勉強したいのか、自らの関心領域を深めていかなければなりません。

【評価方法】

出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

【テキスト】

原則として指定しない(担当者によっては指定する場合があります)。

【参考文献】

各報告者のテーマに応じて、適宜指示します。

基礎経済学 I

担当教員 平 剛

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

本講義では、経済学の基礎であるミクロ経済学を勉強します。ミクロ経済学とは、市場経済を構成している経済主体（家計、企業、政府）の行動を分析し、需要と供給を通して、各経済主体による消費や生産といった経済行動がどのように決定されるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君へ、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。

【授業の展開計画】

1. ガイダンス
2. ミクロ経済学とは
3. 需要と供給
4. 需要曲線と消費者行動①
5. 需要曲線と消費者行動②
6. 費用の構造と供給行動①
7. 費用の構造と供給行動②
8. 市場取引と資源配分①
9. 市場取引と資源配分②
10. 独占の理論①
11. 独占の理論②
12. 企業と産業の経済学①
13. 企業と産業の経済学②
14. 消費者行動の理論①
15. 消費者行動の理論②

【履修上の注意事項】

基礎経済学Ⅱとペアでの受講をお勧めします。出題した練習問題は必ず自分で解いてみることを。講義後の復習を欠かさずに。

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

伊藤元重著『入門経済学 第4版』，日本評論社，2015年。

【参考文献】

N.G. マンキュー著，『マンキュー経済学 I ミクロ編』，東洋経済新報社，2000年。

基礎経済学Ⅱ

担当教員 平 剛

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

本講義では、経済学の基礎であるマクロ経済学を勉強します。マクロ経済学とは、一国の経済全体の生産、利子率、物価水準などがどのように決まるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君を想定し、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。

【授業の展開計画】

1. ガイダンス
2. マクロ経済学とは
3. マクロ経済における需要と供給①
4. マクロ経済における需要と供給②
5. 有効需要と乗数メカニズム①
6. 有効需要と乗数メカニズム②
7. 貨幣の機能①
8. 貨幣の機能②
9. マクロ経済政策（金融政策）
10. マクロ経済政策（財政政策）
11. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析①
12. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析②
13. 総需要と総供給：物価の決定①
14. 総需要と総供給：物価の決定②
15. 経済成長と経済発展

【履修上の注意事項】

出題した練習問題は必ず自分で解いてみることを。講義後の復習を欠かさずに。

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

伊藤元重著、『入門経済学 第4版』，日本評論社，2015年。

【参考文献】

福田慎一・照山博司著、『マクロ経済学・入門 第2版』，有斐閣アルマ，2001年。他，授業で紹介します。

行政学

担当教員 照屋 寛之

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

現代の国家は「行政国家」と称され、行政の占める比重は極めて高い。したがって、私達の日常生活は様々な面で行政と関わっており、行政と関与せずに生活することは不可能である。本講義では、現代国家における行政に関わる諸現象を行政学の視点から考察し、その制度、構造、特質等を明らかにするとともに、今後の行政上の課題に取り組み、解決していくための手がかりを提供するよう心がけたい。同時に、行政学の基本的内容を講義し、受講生が行政学の基本的な知識を習得することを目標とする。視聴覚教材(ビデオ)も活用しながら、学生の理解を深めたい。

【授業の展開計画】

- 1 行政学とはどんな学問か：行政と国民生活との関連性
- 2 行政国家の成立要因
- 3 福祉国家を可能にした要因 と課題
- 4 行政学の誕生（アメリカの政治的伝統、政党と猟官制）
- 5 行政学の発展（政治行政分断論）
- 6 行政学の展開（政治行政融合論）
- 7 行政改革（1）今なぜ行政改革か
- 8 行政改革（2）行政改革の実際
- 9 中央政府と地方自治体（1）連邦制国家と単一主権国家
- 10 中央政府と地方政府（2）政府間関係の変容
- 11 議会と行政府（1）大統領制と議院内閣制
- 12 議会と行政府（2）政治家と行政官の関係はどうあるべきか
- 13 中間テスト
- 14 官僚制論（1） 15 官僚制論（2） 16 官僚制論（3）
- 17 わが国の官僚政治の現状と課題
- 18 政策過程（1） 19 政策過程（2）
- 20 日本の行政組織の特徴、
- 21 わが国行政組織における決定方式
- 22 日本の公務員制度 23 日本の官僚の人事システム
- 24 公務員制度改革の現状と課題 25 行政活動と政策（行政活動の性質、政策の概念）
- 26 中央地方関係（1） 27 中央地方関係（2）
- 28 行政学における行政責任論 29 現代行政とオンブズマン制度の必要性
- 30 学年末テスト

【履修上の注意事項】

単位のためでなく行政学を勉強したい学生の受講を望む。「学生だから勉強するのではなく勉強するから学生である」という心掛けで受講して欲しい。講義中の私語は厳禁。

【評価方法】

評価は2回実施するテストの結果に出席状況、感想文などを加味して行う。

【テキスト】

初回の講義の時に紹介する。

【参考文献】

古賀茂明『日本中枢の崩壊』講談社
 古賀茂明『官僚を国民のために働かせる法』光文社新書
 信田智人『政治主導VS官僚支配』朝日新聞出版

行政法 I

担当教員 前津 榮健

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、初めに、行政法の基本原則、行政のしくみ（行政組織）を学び、次に、行政の活動形式（行政手続、行政立法、行政行為、行政上の強制措置、行政指導等）を学ぶことによって理解を深めたい。行政法がいかに身近なものであるかを知るために、判例や沖縄県内の事例を取り上げ講義を進めていきたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	行政行為の種別、附款
2	行政法とは何か	18	行政裁量
3	行政法の法源	19	行政行為の瑕疵
4	法律による行政の原理 1	20	行政行為の取消と撤回
5	法律による行政の原理 2	21	行政行為のまとめ
6	行政上の法律関係	22	試験
7	行政主体と行政機関	23	行政上の強制措置
8	国の行政組織 1	24	行政罰
9	国の行政組織 2	25	行政指導 1
10	地方自治の意義	26	行政指導 2
11	地方公共団体の種類と行政組織	27	行政手続 1
12	地方公共団体の事務	28	行政手続 2
13	試験	29	情報公開法
14	行政立法	30	個人情報保護法
15	行背計画	31	試験
16	行政行為の意義と特色		

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。※登録調整期間中に必ず出席すること。欠席の場合、登録を取り消すことがあります。

【評価方法】

- (1) 評価は、2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。
- (2) 例題について質疑あり。

【テキスト】

三好充・仲地博・前津榮健・小橋昇・木村恒隆・藤巻秀夫『ベーシック行政法』（法律文化社）

【参考文献】

- (1) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
- (2) 塩野・小早川編『行政判例百選 I・II』（有斐閣）

行政法Ⅱ

担当教員 前津 榮健

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、行政法Ⅰで学習した行政法の基本原理や行政作用に関する知識を踏まえ、行政権による権利・利益の侵害に対する救済手段を考察する。つまり、行政による被害はどのようにして償われ、また国民が行政を相手に争う方法には、どのようなものがあり、またどのような問題を抱えているのかについて、具体例を通して考察していきたい。国家補償法、行政争訟法、行政苦情処理等について学ぶことを目的とする。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	行政不服申立の種類
2	現代行政と行政統制	18	教示制度
3	行政救済法の意義	19	行政不服申立の提起・審理
4	国家賠償法（1）	20	行政事件訴訟の意義と系譜
5	同上（2）	21	行政事件訴訟と司法審査の限界
6	同上（3）	22	行政事件訴訟の類型
7	同上（4）	23	抗告訴訟の類型
8	事例問題を考える	24	訴訟要件（1）
9	損失補償（1）	25	同上（2）
10	同上（2）	26	取消訴訟の審理と終結
11	同上（3）	27	事例問題を考える
12	結果責任に基づく損害賠償	28	苦情処理制度
13	事例問題を考える	29	オンブズマン制度
14	試験	30	試験
15	行政争訟法の意義	31	
16	行政不服申立の意義		

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。登録調整期間中に必ず出席すること。

【評価方法】

- (1) 評価は2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。
- (2) 例題について質疑あり。

【テキスト】

三好充・仲地博・藤巻秀夫・小橋昇・前津榮健・木村恒夫『ベーシック行政法』（法律文化社）

【参考文献】

- (1) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
- (2) 塩野・小早川編『行政判例百選Ⅱ』（有斐閣）

経済法

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

「独占禁止法（独禁法）」は、経済活動を規律する「経済法」の核をなす基本法である。市場における競争を維持・促進し、それによって消費者の利益を保護し、経済の民主的発展を促すことを主たる目的としている。また、「独禁法」は、企業の取引とも密接に関係している。本講では、このような市場経済において公正で自由な競争を維持するための経済活動の中心にある「独禁法」のエッセンスを説き明かす。そこでは、国際取引などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	経済法総論
2	独禁法の規制内容
3	企業結合（1）総論
4	企業結合（2）合併・株式保有等の規制
5	不当な取引制限（1）カルテルと関連規定
6	不当な取引制限（2）禁止規定・課徴金
7	私的独占（1）総論
8	私的独占（2）要件・効果
9	不公正な取引方法（1）取引拒絶
10	不公正な取引方法（2）不当対価
11	不公正な取引方法（3）事業活動の不当拘束など
12	事業者団体の活動
13	国際取引（1）独禁法の域外適用
14	国際取引（2）国際カルテル・国際合併など
15	独禁法のドメイン：政府規制分野・知的財産など
16	期末試験

【履修上の注意事項】

基本的に、通常の授業形態で行い、可能であれば、講義の理解を深めるために、グループ討論会や双方向的な授業形態も取り入れる。

【評価方法】

期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。

【テキスト】

- (1) 川濱昇＝瀬領真悟＝泉水文雄＝和久井理子『ベーシック経済法〔第4版〕』（有斐閣、2014年）
- (2) 最新版の六法

【参考文献】

- (1) 舟田正之＝金井貴嗣＝泉水文雄 編『経済法判例・審決百選（別冊ジュリスト No.199）』（2010年）
- (2) その他には、必要に応じて、適宜資料を配布する。

刑事政策 I

担当教員 小西 由浩

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

刑事政策 I では、犯罪学的な諸理論から犯罪という現象を概観する。ここでは「犯罪」への種々のアプローチを通して、私たちの社会が犯罪をどのように捉えてきたか、そして私たちは犯罪をいかに認識しているかということのを再考するのが狙いである。また、そのことによって、私たちの社会のありようをあらためて意識することのきっかけになればと考えている。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	近代法における犯罪者の像
2	犯罪人類学の登場と刑法学
3	個人の病としての犯罪
4	社会病理としての犯罪；アノミー理論
5	都市問題としての犯罪；社会解体論
6	文化としての犯罪；非行副次文化理論
7	社会構造と犯罪；アノミーとアメリカ社会
8	社会構造と犯罪 2；社会改良主義と犯罪理論
9	レッテルとしての犯罪；ラベリング理論
10	犯罪原因論の衰退と犯罪学の展開
11	合理的行動としての犯罪；犯罪機会論
12	現代的犯罪予防論
13	新たなリスクとしての犯罪；犯罪不安と刑事政策
14	まとめ I
15	まとめ II
16	テスト

【履修上の注意事項】

通常の講義形式ではあるが、学生との対話を重視したい。そのため積極的に発言する学生を歓迎する。

【評価方法】

テストの結果および受講態度による。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

刑事政策Ⅱ

担当教員 小西 由浩

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、我が国の刑事制裁の諸制度を主として、犯罪および犯罪者への対策を扱う。刑罰制度のありかたやその変化を概観することで、私たちの社会が犯罪というものをどのように考えているかを照らし出し、さらに、そのような考え方を支える社会的な文脈を考察する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	我が国の犯罪情勢
2	死刑問題
3	自由刑；歴史的考察
4	自由刑；現代的展開
5	財産的制裁
6	社会内処遇と更正保護
7	少年法の基本構造
8	少年の保護処分
9	触法精神障害者と保安処分論
10	犯罪被害者；被害者学と被害者化
11	犯罪被害者；被害者支援の諸対策
12	国際化社会と刑事法
13	高齢社会における刑事政策
14	刑事政策の新動向Ⅰ
15	刑事政策の新動向Ⅱ
16	テスト

【履修上の注意事項】

受講者との質疑応答を可能な限り行いたい。積極的な発言を望みたい。

【評価方法】

テスト結果および受講態度による。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

刑事訴訟法

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

講義では法学部生の常識と呼べる程度において、現在の刑事手続の流れ及び概念をおもに判例の動向に即して理解させる。刑事訴訟では正確な犯罪事実の認定が重要である。証拠法（則）と呼ばれる、裁判所が事実認定に活用してよい証拠とは何かそのルールを定めた観念の正確な理解がとりわけ重要である。この証拠法のルーツを辿ってゆくと欧米で現在も行われている陪審裁判の土壌の中から生み出されてきたものが多い。講義ではそうした刑事訴訟を支配する重要な概念がどのような経緯で生み出されてきたのかにも十分な注意を払いながらわかりやすく講義を進めたい。

【授業の展開計画】

《刑事手続の流れと理念》を学ぶ。ゆえに、

(1) 刑事訴訟法の理念 (2) 捜査・起訴 (3) 公判審理 (4) 裁判・上訴 (5) 刑事訴訟の担い手を主な内容とする。2009年最高裁判決で那須弘平判事は、《えん罪で国民を処罰するのは国による人権侵害であり、これを防止するのが刑事裁判での最重要課題の1つである。刑事裁判の諸原則もえん罪防止にある》と述べた。訴訟法の目的は刑法など実体法を事実当てはめ適正な結論を引き出して秩序を回復することに求められるが、殊に刑事ではえん罪の防止が大きな課題になる。今年度は、証拠法にあたる13、15から17を前倒しして講義の初期の段階で述べる。

そこで、1 裁判とはどのようなものか

3 刑事裁判の基本原則

5 国家訴追主義・起訴独占主義

7 捜査と裁判

9 捜査機関

11 任意捜査の原則—強制捜査法定主義

13 違法収集証拠の排除法則

15 証拠と事実認定

17 事実認定における証拠の扱い

19 判決

21 誤判の救済制度

23 公判手続き以外の手続き

25 裁判官と裁判所

27 検察官と検察庁

29 弁護士と弁護士会

2 真実追究と人権保障の相克

4 捜査と令状主義

6 公判手続きと当事者主義

8 刑事手続きと捜査の役割

10 捜査の流れ

12 捜査の適正化のための方法

14 公判手続き

16 証拠の種類

18 迅速な裁判の実現

20 誤判とその救済

22 再審

24 被害者参加人制度

26 司法権の独立

28 検察官同一体の原則

30 弁護士の地位

【履修上の注意事項】

実際に刑事裁判に携わっている判事、検事、弁護士等に教室で話をさせていただいたり、受講生等とともに裁判所にいき、現実の刑事裁判を傍聴することを考えている。

受講生等は、刑事裁判や司法制度改革に関する日々のニュース報道にアンテナを張っておくこと。

【評価方法】

地裁での刑事裁判の傍聴（検事の起訴状朗読から判決まで）をし、その内容をまとめたレポートを夏期休暇明けまでに提出した人には成績評価で優遇（提出は任意）。刑事手続を理解する近道は裁判傍聴に尽きる事が理由。成績評価は試験（講義への出席者を優遇したいので出題範囲は講義であつかった範囲内だけに限定）と出欠状況。

【テキスト】

開講の際に指定する。そのほか、最新の六法、ノート必携。

【参考文献】

刑法各論

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

『犯罪』とは、ある社会病理現象に、刑法の条文を「法解釈」によって『構成要件』に加工して適用した結果。犯罪毎に『構成要件』は異なる。実際の社会病理現象は様々で、それに応じて『構成要件』も変わるからだ。これを学習するのが、刑法各論。諸君が学んだ「刑法総論」が体系的な思考方法ならば、問題別思考方法をとらなければならない。刑法各論の学習は、刑法総論の正確な理解のうえに成り立つ。犯罪とは「構成要件」に該当し、違法でかつ有責な行為である。この体系的な思考方法の実質化が問題別思考方法であり、刑法各論である。

【授業の展開計画】

なるべく最近の新聞記事などを使いながら、各犯罪を解説したい。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	刑法各論の学習のコツ	17	背任の罪
2	個人的法益とは何か	18	盗品関与の罪
3	生命身体の安全を害する罪	19	毀棄・隠匿の罪
4	殺人の罪	20	財産犯総括
5	傷害の罪・墮胎の罪・遺棄の罪	21	中間試験
6	過失致死傷害の罪	22	社会的法益とは何か
7	自由を害する罪	23	公共の安全を害する罪：放火の罪ほか
8	逮捕監禁の罪・脅迫の罪・拐取及び誘拐の罪	24	経済取引秩序を害する罪
9	強制わいせつ罪・強姦罪	25	文書偽造の罪
10	住居・秘密を侵す罪	26	通貨偽造の罪
11	名誉・信用・業務を害する罪	27	公共の安全を害する罪、風俗に関する罪
12	財産犯総説	28	国家的法益とは何か
13	窃盗の罪、強盗の罪、恐喝の罪	29	国家の安全を害する罪
14	詐欺の罪（1）	30	国家の機能を害する罪
15	詐欺の罪（2）	31	学年末試験
16	横領の罪		

【履修上の注意事項】

最新の六法、テキスト、ノートを持参すること。

聴講に際し、心身にハンデのある人は、中野までそれとなく伝えてください。成績評価の方法も含めできるだけ配慮に努めます

【評価方法】

試験による。気まぐれに実施される出席調査を兼ねる小テストも評価の対象。

【テキスト】

中野正剛『刑法総論講義案』成文堂のほか、開講時に指示する

【参考文献】

刑法総論

担当教員 中野 正剛

対象学年 2年

単位区分 必

準備事項

備考 法律学科対象

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

『なぜ国は犯罪の被害者でないにもかかわらず犯罪者を死刑にできるのか?』が刑法を考える出発点である。通説を要領よくまとめた中山研一『口述刑法総論』成文堂をベースに判例通説をさらに深く批判的に考えるために、これに対しやや異なる立場からまとめられた拙著を用いながら、刑法理論の実像に迫りたい。講義では、刑法の基本観念(罪刑法定主義・法益保護の原則【侵害原理】・責任主義)を踏まえた上で、構成要件論・法益侵害説・規範的責任論から成る通説の依拠する犯罪論の意義を、私の立場である意味論的行為論、社会秩序無価値説、心理的責任論と対照させながら批判的に理解させる。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	教科書の使い方・講義の受け方	17	責任論一責任の本質
2	刑法思想・刑法学説の歴史・罪刑法定主義	18	責任の構造
3	客観主義の刑法理論	19	責任能力
4	刑罰一応報刑主義	20	故意と過失
5	犯罪一行為責任の原則	21	信賴の原則
6	国家と刑法一民主主義と刑法	22	錯誤
7	犯罪論の構成(序論)	23	期待可能性をめぐる諸問題
8	行為論一行為論の独立性	24	未遂論
9	目的的行為論その他	25	共犯論(序論)
10	真正不作為犯と不真正不作為犯	26	共謀共同正犯その他
11	法人の犯罪能力・両罰規定	27	共犯と錯誤、共犯と身分、必要的共犯
12	構成要件論	28	罪数論
13	因果関係論	29	刑罰論一刑罰の本質
14	違法論一違法性と責任の関係	30	刑の種類、刑の量定、執行
15	形式的違法性と実質的違法性	31	
16	違法性阻却事由		

【履修上の注意事項】

必ず、指示された教科書と最新の六法、ノート持参。講義中は、携帯電話の電源を切り、おしゃべり厳禁。講義は、各種国家試験、公務員試験に応じるため判例通説を尊重する。刑法を学ぶときは、国民の法確信・処罰感情の満足と被告人の人権の保障とのバランスをはかることが重要。被告人ひいては国民の自由権的人権をいかに保護するか腐心して、法解釈学が展開されてきた。われわれが通常持つ凶悪事件はかならず重罰にせよという要求に即して刑法理論が動いているわけではない点に注目してほしい。

【評価方法】

期末試験(論述式)による。出席調査をかねて小テストを少し。評価は厳しく、公平にかつ厳格に行う。

【テキスト】

指定教科書：中野正剛『刑法総論講義案』成文堂(厚生会館1階の朝野書店で扱い中)

【参考文献】

大越義久『刑法総論』(有斐閣)、中山研一『概説刑法I』(成文堂)、井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法』日本評論社、前田雅英『刑法総論講義』東京大学出版会、井田・『刑事法講義ノート』慶応義塾大学出版会

憲法 I

担当教員 井端 正幸

対象学年 1年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

近代以降の憲法は、基本的人権の保障と統治の機構を主な構成要素としている。その理念や基本原理をふまえた上で、現実の諸問題を考えなければならない。

この講義では、基本的人権の概念とその保障のあり方、日本社会における憲法問題、憲法をめぐる最近の諸問題、などを取りあげる予定である。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	プライバシー権と個人情報の保護
2	法とは何か — 国家と法	18	ビデオ「プライバシー」視聴
3	憲法とは何か — 人権保障と立憲主義	19	営業は自由にできるか
4	基本的人権の歴史 — 近代と現代	20	財産権の保障と損失補償
5	二つの憲法と人権保障 — 臣民と国民	21	人間らしく生きる権利
6	平和に生きる権利 — 平和主義と安全保障	22	教育を受ける権利と教育の自由
7	「非武装」と集団的安全保障	23	働くことは権利か
8	ビデオ「最高裁判所」視聴	24	刑事裁判と人身の自由
9	外国人に人権は保障されるか	25	被疑者・被告人の人権
10	「会社」に人権は保障されるか	26	ビデオ「日独裁判官物語」視聴
11	「法の下での平等」の現在 — 平等原則	27	現代日本の憲法問題（1）
12	ビデオ「22歳の涙が生んだ男女平等」視聴	28	現代日本の憲法問題（2）
13	人権の制約は許されるか — 違憲審査基準	29	米軍ヘリコプター墜落事故と法的諸問題
14	信教の自由と政教分離原則	30	質問と回答
15	表現の自由の規制と違憲審査	31	試 験
16	知る権利と情報公開		

【履修上の注意事項】

必要に応じて講義の際に指示する。

【評価方法】

- (1) 評価の基本は学期末に行う論述試験とする。
- (2) 必要に応じて、小テストを行うかレポートの提出を求める。

【テキスト】

テキストは使用しない（講義の際にプリントを配布する予定）。ただし、六法等、日本国憲法の規定・条文が載っているものを必ず持参すること。

【参考文献】

- (1) 井端正幸・渡名喜庸安・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う』法律文化社
- (2) 永田秀樹・和田進編『歴史の中の日本国憲法』法律文化社
- (3) 元山健編『CD-ROMで学ぶ 現代日本の憲法』法律文化社

憲法Ⅱ

担当教員 西山 千絵

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義の目的は、立法・行政・司法、地方自治といった国の「統治機構」の概要を学び、それぞれの権限分担について理解することにあります。選挙制度、国や地方の政治・行政の仕組みや、公務員制度、裁判制度、選挙制度、財政といった、重要な事項に関係する分野となります。なお、「憲法Ⅰ」と「憲法Ⅱ」は、2つ合わせて憲法的全範囲をカバーする内容となっていますが、「憲法Ⅱ」でも「人権」にかかわる判例・論点を講義の中で復習することがあります。「憲法Ⅰ」で勉強した内容のレベルをさらに引き上げることを目指します。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（統治の基本原理）
2	選挙制度①
3	選挙制度②
4	立法と行政(1) 国会
5	立法と行政(2) 国会の権限
6	立法と行政(3) 国会と内閣との関係
7	立法と行政(4) 内閣の権限と内部組織
8	司法権(1) 司法権の意義と限界
9	司法権(2) 裁判所の組織と権能
10	違憲審査権(1) 違憲審査制（合憲性審査制）の意義
11	違憲審査権(2) 違憲審査の実際例
12	地方自治(1) 地方自治の原理
13	地方自治(2) 地方公共団体の権限
14	財政
15	財政②
16	学期末試験

【履修上の注意事項】

教科書に沿ったレジュメを用い、講義形式で授業を進めていきますが、細かな用語の違いを自分でも確認しておきましょう。わからないときなど、もちろん質問をしてください。できる限り丁寧な授業を心がけます。

【評価方法】

学期末試験（筆記試験）の結果のみに基づいて決定します。六法の持ち込みを認めます。

【テキスト】

- (1) 小嶋和司＝大石眞『憲法概観[第7版]』（有斐閣、2011年）地域行政学科H25「憲法」採用教科書
- (2) 大石眞『判例憲法[第2版]』（有斐閣、2012年）地域行政学科H26「憲法Ⅰ」採用教科書
- (3) 法律学科と同時開講のため、レジュメを基本とする

【参考文献】

- ・駒村圭吾編『プレステップ憲法』（弘文堂、2014年）※共通教育では主にこのテキストを採用しています。講義で使用する教科書よりも初学者向けの内容のため、自習用として推薦します。
- ・金子宏＝新堂幸司＝平井宜雄編『法律学小辞典(第4版補訂版)』（有斐閣、2008年）

現代社会と犯罪 I

担当教員 小西 由浩

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、犯罪対策・立法における近年の動向を踏まえつつ、それらを支える社会的文脈を考察することに力を置きたい。つまり、犯罪や刑罰の問題を一つの窓口にして、私たちはどのような社会に生きているのかを考えるような講義を目指している。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	はじめに
2	刑事裁判の変貌 1 ; 裁判員裁判
3	刑事裁判の変貌 2 ; 犯罪被害者の参加
4	司法と福祉 1 ; 触法少年の処遇
5	司法と福祉 2 ; 触法精神障害者の処遇
6	親密圏における犯罪化 ; ストーカー・DV・児童虐待
7	交通犯罪における厳罰化
8	薬物犯罪
9	組織犯罪
10	国際社会と犯罪 ; 国際刑法
11	日米地位協定における刑事裁判権
12	日本社会における治安の悪化と犯罪不安
13	犯罪予防論 ; 安全・安心なまちづくり
14	犯罪情勢と犯罪統計
15	まとめ
16	テスト

【履修上の注意事項】

可能な限り受講生との質疑応答を行いたい。

【評価方法】

期末テストの結果による。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

現代社会と犯罪Ⅱ

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

少年法の理解をめざします。裁判員裁判の対象事件には皆さんと年齢の近い少年も被告人となることを排除していません。しかし、近年、少年に死刑宣告がなされる傾向に歯止めが見られなくなっています。少年法の専門家の間ではこれは異常な状態と映っています。なぜ『異常』なのか、それを少年法を支える『保護主義』の理念、さらには国際準則の立場、さらには一般人権と違う『子ども固有の人権』という視座から講述します。これまで、社会人講師として全国の少年院をまわり連載記事を書いた新聞記者を招いて講話をいただいたり、県内の少年院、少年鑑別所を訪問し処遇の実際を説明していただいた。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	なぜ同じ犯罪を犯しても、少年の場合には直ちに刑の執行がなされないのか（保護主義）
2	現行少年法の特徴
3	子どもの人権と人としての人権という2つの人権
4	少年法の理念と基本構造—保護主義と保護手続
5	手続の概観
6	発見過程とその問題点
7	家庭裁判所の受理
8	調査過程
9	審判過程（1）
10	審判過程（2）
11	少年の刑事事件（1）
12	少年の刑事事件（2）
13	少年法改正論議
14	少年司法と国際準則
15	世界諸国の少年法制
16	試験

【履修上の注意事項】

社会人講師を招いて、少年院での非行のある少年への支援がどのように行われているのかその実情についても理解を深めたい。また、履修者数にもよりますが、県内の家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、保護施設などをめぐり、現場で今何が問題になっているか、実務家の意見を聞きながら講義を進めたい。*講義受講で心身にハンデのある人は私までそれとなく伝えてください。成績評価を含めできるだけ配慮に努めます。

【評価方法】

試験や日ごろの受講態度などを総合勘案して評価をする

【テキスト】

澤登俊雄『少年法入門』（有斐閣）、最新の六法

【参考文献】

武内謙治『少年法講義』日本評論社、伊坂幸太郎『チルドレン』講談社文庫 家庭問題情報センター『家裁に来た人びと』日本評論社 生島浩『悩みを抱えられない少年たち』日本評論社 『少年事件重要判決50選』立花書房

国際私法

担当教員 熊谷 久世

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

国際化の進展に伴って、国境を越えた法律問題が多発している。しかし、地球上には国境で仕切られた200以上の国があり、それぞれの法律の内容は異なっている。法統一は限られた分野でしかできていないため、一般にはいずれの国の法律を適用するかを定める国際私法ルールによって法秩序に安定を与えるという方法が採用されている。国際的な結婚・離婚などそれぞれの「単位法律関係」について、当事者の国籍・常居所などを「連結点」として「準拠法」を定めるのである。本講では、こうした準拠法の決定適用プロセスについて講義する。近時の代理出産・提供卵子による親子関係の成立や国際離婚に伴う子どもの親権に関するハーグ条約なども扱う。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（講義の進め方）	17	自然人－権利能力・行為能力
2	緒論 国際私法と国際民事手続法	18	氏名について
3	国際私法の意義	19	法人－従属法
4	国際私法と統一法	20	法律行為－当事者自治の原則
5	国際私法による問題解決の実際	21	法定債権
6	国際民事手続法	22	国際婚姻の成立
7	総論 国際私法の構造	23	国際婚姻の効力
8	単位法律関係と性質決定	24	夫婦財産制
9	連結点の確定	25	国際離婚
10	日本の国籍法	26	国際親子－実親子関係
11	連結点としての国籍および住所、常居所	27	国際親子－養親子関係
12	準拠法の特異－反致	28	物権その他の財産権－知的財産権
13	不統一法・未承認国法の指定	29	国際相続
14	準拠法の適用－国際私法上の公序	30	総括
15	小括	31	期末試験
16	各論 総説		

【履修上の注意事項】

国際私法は国内法である。最新版の六法を必ず持参すること。国際法の条約集は不要。国際私法は、従来の『法例』から、平成19年1月1日より『法の適用に関する通則法』として施行されている。

【評価方法】

前・後期末の小試験およびレポートを課した場合はそれらを含めた総合的評価とする。

【テキスト】

「国際私法入門（第7版）」沢木敬郎・道垣内正人（有斐閣双書）又は「国際私法（第3版）」神前禎・早川吉尚・元永和彦（有斐閣アルマ）を推奨する。併せて適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

(1)「国際私法判例百選（第2版）」桜田嘉章・道垣内正人編 (2)「国際関係私法入門（第3版）」松岡博
 (3)「国際私法（第6版）」桜田嘉章 (4)「国際私法講義（第3版）」溜池良夫 (5)「国際私法概論（第5版）」木村照一・松岡博・渡辺惺之 (6)「国際私法(リサーチクエスト) 中西康ほか（上記はすべて有斐閣）」

国際政治学

担当教員 野添 文彬

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義のテーマは「戦争と平和」です。戦争はなぜ起こるのか。平和を実現するためにはどうすればいいのか。東アジアの国際環境が変容している現在、米軍基地を抱え、緊張の高まる東シナ海に面する沖縄に住む私たちだからこそ、この問題を真剣に考える必要があります。この講義では、「戦争と平和」の問題を歴史的・理論的に考えることで、みなさんが現在の国際政治を深く理解するとともに、戦争を防ぎ、平和を実現するための解決策を考えることができるような視座を身につけることを目指します。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	イントロダクション	17	デタント
2	主権国家体制の成立	18	冷戦の終結
3	ウィーン体制	19	1990年代の国際政治
4	ビスマルク体制	20	2000年代の国際政治
5	帝国主義と新興国の台頭	21	リアリズム
6	第一次世界大戦	22	リベラリズム
7	ベルサイユ体制	23	コンストラクティヴィズム
8	ワシントン体制	24	安全保障①国家安全保障
9	第一次世界大戦後の国際秩序の崩壊	25	安全保障②国際安全保障
10	第二次世界大戦	26	国際政治経済
11	第二次世界大戦後の国際秩序の模索	27	国連と平和構築
12	冷戦の開始	28	地域主義
13	冷戦の安定化とグローバル化	29	貧困と人間の安全保障
14	ベルリン危機とキューバ危機	30	まとめ
15	中間テスト	31	期末テスト
16	ベトナム戦争		

【履修上の注意事項】

講義中の私語を厳しく禁じます。

【評価方法】

中間試験（30%）と期末テスト（50%）、出席状況（20%）を中心に、レポートの提出や発言を加味して評価します。

【テキスト】

特になし。

【参考文献】

村田晃嗣ほか『国際政治学をつかむ』有斐閣、2009年
 ジョセフ・ナイ、デイヴィッド・ウェルチ『国際紛争 原初第8版』有斐閣、2011年
 石井修『国際政治史としての20世紀』有信堂高文社、2000年

国際法 I

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

今日の私たちの生活は、国際社会とのつながりを前提として成り立っており、国際社会のルールである国際法は、私たちが安定した日常生活を送るために必要不可欠です。

この講義では、国際法の歴史・法的性格、条約法や法主体などの基本的なことから解説し、次に、国際法の中心的な主体である国家について解説する。

講義の際には、国際法に関する新しい事例等を可能なかぎり提示して、理解を進めてもらう。

【授業の展開計画】

以下の通り進行する予定です。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	国際法の主体③国際機構
2	導入講義（国際法はどのような法か）	18	国際法の主体④私人
3	国際法の基礎	19	国家の成立・国家承認
4	国際法の構造転換	20	自決権
5	武力行使禁止原則	21	国家承継
6	集団的自衛権	22	国家の機関①政府、国家元首
7	国際法の成立形式②条約	23	国家の機関②外交使節
8	その他の成立形式	24	国家の機関③領事使節
9	条約法とは	25	国家主権
10	条約の成立	26	国家管轄権
11	条約の留保	27	国家免除
12	条約の解釈・適用	28	平等権
13	条約の無効・終了	29	不干渉義務、普遍的義務
14	まとめ①(1章～3章)	30	まとめ②(4章～7章)
15	国際法の主体①国家	31	テスト
16	国際法の主体②人民		

【履修上の注意事項】

国際法の講義では「国内法との比較」によって説明することが多いので、法学部の基礎的な法律科目を履修してから、その後に国際法を受講することが望ましい。

【評価方法】

学期末等を実施するテストによって評価する。

【テキスト】

山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ』（法律文化社、2014年）

【参考文献】

講義の際に適宜紹介する。

国際法Ⅱ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、国際法Ⅰで学ぶ国際法的な考え方、基本的な概念をベースにして、国際社会の空間秩序について勉強する(国家領域、国際領地、海洋法、航空・宇宙法など)。

また、国際法Ⅰと同様に、国際法に関する最新の事例等を、具体的素材として可能な限り提示しながら講義を進めていく。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	イントロ (国際法の空間秩序)
3	領域主権
4	領域の得喪
5	国際河川
6	国際運河
7	南極
8	海洋の法秩序
9	航行利用の制度
10	海洋資源開発の制度
11	海洋汚染の防止
12	日本と海洋法
13	空の国際法
14	国際航空法
15	宇宙法
16	まとめ

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰを履修してからⅡを受講することを、強く勧めます。

【評価方法】

学期末等を実施する試験によって評価する。

【テキスト】

山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ』(法律文化社、2014年)

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に紹介していく。

国際法Ⅲ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

国際法Ⅰで学んだ基本的知識をベースにしつつ、社会的・経済的分野における国際ルールについて勉強する。具体的には、私人の保護と処罰、経済的な国際協力、環境保護のための国際協力を勉強する。

【授業の展開計画】

以下の通りに進めていく予定であるが、進捗状況に応じて変更することもありうる。

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	イントロ（社会的・経済的分野の国際法について）
3	国籍
4	外国人の地位
5	人権の国際的保障
6	難民の保護
7	犯罪人引渡し
8	国際犯罪
9	貿易
10	通貨・金融
11	投資
12	南北問題、地域経済統合
13	環境保全のための基本原則・条約制度
14	越境汚染損害と賠償責任
15	まとめ
16	テスト

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰを履修してから受講することを、強く勧めます。

【評価方法】

学期末のテストによって評価する。

【テキスト】

山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ』（法律文化社、2014年）

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に適宜紹介する。

国際法Ⅳ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

国際法Ⅰで学んだ国際法の基本的な考え方をベースにして、平和と秩序維持のための国際法について勉強していきます。具体的には、国家責任の成立・追及、国際紛争の処理の進め方、戦争の違法化と安全保障、武力紛争の犠牲者の保護、中立制度を勉強します。内容については、適宜順序を入れ替えることがあります。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	導入講義（平和・秩序維持の分野における国際法）
2	国際違法行為の成立・効果
3	国際請求、対抗措置
4	紛争の平和的処理とは
5	紛争処理の手段①（交渉、周旋、仲介）
6	紛争処理の手段②（審査、調停、仲裁）
7	紛争の司法的解決
8	紛争の政治的処理、国際裁判と日本
9	戦争・武力行使の違法化
10	集団安全保障
11	自衛権
12	平和維持活動、軍縮・軍備管理
13	戦闘の手段・方法の規制
14	武力紛争犠牲者の保護、履行確保
15	中立法
16	テスト

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰを履修してからの受講を強く勧めます。

【評価方法】

学期末の試験等によって評価する。

【テキスト】

山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ』（法律文化社、2014年）

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に紹介します。

個人情報保護法

担当教員 前津 榮健

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、いわゆる個人情報保護法、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び県内自治体の個人情報保護条例の意義、制度の概要、判例、実例等を学ぶことによって、個人情報の保護に関する認識を深めることを目的とした。また、マイナンバー法、番号法などと呼ばれている「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の意義と問題点についても考えていきたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	個人情報とプライバシー権について
3	個人情報保護に関する法体系
4	個人情報保護法・条例の目的
5	個人情報取り扱いの原則（1）
6	個人情報取り扱いの原則（2）
7	中間試験
8	開示請求権（1）
9	開示請求権（2）
10	開示請求権（3）
11	訂正請求権等
12	罰則
13	救済制度（1）
14	救済制度（2）
15	番号法
16	期末試験

【履修上の注意事項】

六法を持参すること。

【評価方法】

- (1) 出席状況、受講態度、試験結果に基づき総合的に評価する。
- (2) 追試・再試なし。

【テキスト】

『ベーシック行政法』
レジメ、資料等で講義を進める。

【参考文献】

宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣）
宇賀克也『個人情報保護の理論と実務』（有斐閣）

債権各論

担当教員 山下 良

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、民法の「第三編 債権」のうち、「第二章」～「第五章」を扱います。民法総則の講義で学習したように、人の私的生活は、権利と義務で成り立っています。権利・義務を発生させる方法として、社会の中で一番重要なのが「契約」です。契約はどのようにすれば結べるのか、結ばれた契約にはどのような効力があるのか、もし契約に違反してしまったらどうなるのか、といった、契約の内容と効力について学習しましょう。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス、契約とは何か	17	中間試験の復習
2	契約の成立、効力	18	寄託
3	契約の解除	19	組合
4	贈与	20	終身定期金・和解
5	売買・交換①	21	不法行為①
6	売買・交換②	22	不法行為②
7	消費貸借①	23	不法行為③
8	消費貸借②	24	不法行為④
9	使用貸借	25	不法行為⑤
10	賃貸借①	26	事務管理①
11	賃貸借②	27	事務管理②
12	雇用	28	不当利得①
13	請負	29	不当利得②
14	委任	30	不当利得③、期末試験までのまとめ
15	中間試験までのまとめ	31	期末試験
16	中間試験		

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、中間試験、期末試験によって評価します。

【テキスト】

藤岡康宏・磯村保・浦川道太郎・松本恒雄『民法Ⅳ 債権各論〔第3版補訂〕』（有斐閣、2009年6月）

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

債権総論

担当教員 田中 稔

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

民法第3編の399～520条の規定する内容を学ぶ。

債権総論は、債権の一般的性質を検討することを課題としているが、要するに、お金のやりとりを巡る利害を調整する法分野である。債権者が債務者からできる限り全額を回収する努力をするが、それがかなわない場合に、残額を債権者自身がかぶるのか、それとも、第三者に負担を押しつけることができるか、というお金に関する人間のふるまいを法律を通して見てゆきたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション	17	不真正連帯債務－人的担保－
2	私法における債権法の位置づけ	18	債権者代位権
3	債権の法的性質－物権との対比－	19	債権者取消権
4	債権の目的－特定物債権・種類債権－	20	抵当権総論－物的担保－
5	債権の目的－利息制限法－	21	抵当権各論－物的担保－
6	弁済－債権の消滅事由－	22	債務不履行責任総論
7	弁済－債権の準占有者－	23	瑕疵担保責任
8	弁済－第三者弁済	24	不完全履行
9	弁済－提供・供託－	25	契約締結上の過失
10	弁済－弁済による代位－	26	金銭債務の不履行
11	相殺－総論－	27	損害論
12	相殺－担保的機能－	28	損害賠償の範囲
13	債権譲渡－総論－	29	損害賠償額の算定期限
14	債権譲渡－各論－	30	損害賠償とその他の救済制度
15	保証債務－人的担保－	31	期末試験
16	連帯債務－人的担保－		

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。

【評価方法】

試験（中間・期末）を実施する。

【テキスト】

平野裕之『債権総論』（新世社）

【参考文献】

熊田裕之『民法の解説 債権法』（ネットスクール）
田沼柁編『民法判例解説2』（一橋出版）

裁判法 I

担当教員 末崎 衛

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

刑事裁判に裁判員制度が導入されて以来、一般の人も裁判に関わる機会が増えています。この講義では、主に刑事裁判を対象とし、①刑事裁判や捜査に関する基本的な原則、②裁判に関わる法律家の役割、③裁判員制度の意義と問題点の3点を中心に講義を進めます。この3点について受講生が理解し説明できるようになることを直接の目的としますが、最終的には「自分が将来裁判員に選ばれ他人（被告人）を『裁く』立場になったときに、どんなことに注意して裁判員の職務を行うべきか」について、受講生各自が考え、理解し、さらに周りの人に説明できるようになってほしいと思います。

【授業の展開計画】

裁判（司法制度）に関して興味を惹く出来事などがあつた場合、予定を変更して取り上げることがあります。

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	刑事手続（捜査から刑事裁判・判決までの手続）の役割
3	刑事裁判の仕組みと諸原則(1)
4	刑事裁判の仕組みと諸原則(2)
5	「捜査」に対する規制
6	裁判傍聴のすすめ
7	裁判所・裁判官(1) 基本的な仕組み（三審制など）
8	裁判所・裁判官(2) 裁判官の資格・任用、裁判官の職権行使の独立
9	検察官
10	弁護士（弁護人）
11	裁判員制度(1) 裁判員制度の意義（国民の司法参加）
12	裁判員制度(2) 陪審制・参審制との違い
13	裁判員制度(3) 問題点
14	裁判員制度(4) 制度の見直しについての議論など
15	まとめ
16	期末試験

【履修上の注意事項】

①裁判や捜査（逮捕など）に関する報道に関心をもってください。また、刑事裁判を実際に傍聴することも勧めます。②毎回の講義の前に、テキスト等の指示された箇所を読んで来ること（読んでいることを前提に講義を進めます）。③ポケット六法等の学習用六法を毎回持参すること（事前にテキスト等を読む場合もために六法を引くこと）。④講義中の私語など講義を妨げる行為を下場合は、減点の理由とすることがあります。⑤その他、初回の講義で説明します。

【評価方法】

期末試験（80%）と平常点（20%）の合計で評価します。期末試験は、「授業のねらい」に記載した内容についての理解度を問います（形式は短答、正誤、論述問題の組合せを予定）。平常点は、用語の意味や制度の趣旨など基本的な知識について問う小テストまたは課題を基本に（1回程度予定）、講義への参加状況も加味して評価します。ただし、期末試験については、受講人数との関係で公正な方法（1列話しての着席等）での実施が難しい場合には、レポートに変更することがありますので、予め了承しておいてください。

【テキスト】

市川正人・酒巻匡・山本和彦『現代の裁判（第6版）』（有斐閣アルマ）

『裁判員制度ナビゲーション（2014年9月改訂版）』（裁判所の「裁判員制度」ウェブサイト掲載）

その他、講義レジュメ等を配付します。

【参考文献】

神谷説子ほか『世界の裁判員 14か国イラスト法廷ガイド』（日本評論社）

その他、講義時に適宜紹介します。

社会保障法

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

社会保障法とは、生活保障の最終的役割を担う国家が、疾病・障害・高齢・失業・死亡など社会生活上の困難をもたらす事故をカバーし、国民が「人たるに値する生活」を確保することを任務とする法律の総称である。具体的には、年金保険、医療保険、生活扶助、社会福祉などであり、介護問題や年金問題など、現在の社会が直面している重要課題が提起されている。

本講義では、社会保障に関する法制度を中心に、わが国における社会保障政策の展開について考察する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	医療保険①（医療保障制度）
2	社会保障概説①（社会保障の目的と機能）	18	医療保険②（健康保険法）
3	社会保障概説②（社会保障の歴史）	19	医療保険③（国民健康保険法）
4	社会保障概説③（社会保障の国際的展開）	20	医療保険④（高齢者医療）
5	憲法と社会保障①（憲法25条）	21	介護保険①（介護保険の制定と目的）
6	憲法と社会保障②（社会保障受給権）	22	介護保険②（介護の認定）
7	憲法と社会保障③（手続的保障）	23	介護保険③（介護保険の財政システム）
8	社会保障の財源と運営①（社会保障の財源）	24	年金保険①（公的年金の構造）
9	社会保障の財源と運営②（社会保障の運営）	25	年金保険②（国民年金法）
10	公的扶助①（生活保護の目的）	26	年金保険③（厚生年金保険法）
11	公的扶助②（生活保護の種類と方法）	27	年金保険④（年金制度の課題）
12	公的扶助③（生活保護実施のプロセス）	28	労働保険①（労災認定の判断基準）
13	社会福祉①（社会福祉の意義と法制度）	29	労働保険②（雇用保険）
14	社会福祉②（児童福祉）	30	社会保障の将来的展望と課題
15	社会福祉③（障害者福祉）	31	後期末試験
16	前期末試験		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部・学科・学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、前後期末に行う試験の成績を基本とし、出席点を加味した上で行う。

また、必要に応じてレポートを課す場合がある。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

- ・西村健一郎・水島郁子・稲森公嘉『よくわかる社会保障法』（有斐閣・2015年）
- ・西村健一郎『社会保障法入門』（有斐閣・2010年）
- ・加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第5版）』（有斐閣・2013年）

消費者保護法

担当教員 山下 良

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項 2010年度以降入学した学生が対象となります。2009年度以前入学の学生は登録できません。

備考

【授業のねらい】

市民と市民の関係の根本原理は自由と平等ですが、それだけでは社会を円滑に運営していくことはできません。素人の一般人が、商売のプロに言いくるめられて不要な商品を買ってしまったり、自由で平等なのだから買う方が悪い、で済ませてしまっているのでしょうか。当事者間の力関係が対等でない場合には、法律でそれを修正する必要があります。講義を通じて、消費者保護法の社会における役割を学習しましょう。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス、消費者保護法とは何か
2	様々な消費者問題の発生と消費者保護政策の推進
3	消費者契約法① 民法の限界と消費者契約法の制定
4	消費者契約法② 消費者契約法の概要
5	消費者契約法③ 契約取消権、誤認類型と困惑類型
6	消費者契約法④ 不当条項の無効、消費者団体訴訟制度
7	特定商取引法① 特定商取引法で規制される取引の概要
8	特定商取引法② 訪問販売、電話勧誘販売
9	特定商取引法③ 特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引
10	特定商取引法④ 通信販売、ネガティブ・オプション、連鎖販売取引
11	景品表示法 不当な景品類・不当表示の規制
12	割賦販売法① 消費者信用取引、割賦販売法で規制される取引の概要
13	割賦販売法② 具体的な規制内容
14	様々な消費者保護法① 金融商品取引法、金融商品販売法の概要
15	様々な消費者保護法② 製造物責任法の概要
16	期末試験

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、期末試験によって評価します。

【テキスト】

杉浦市郎『新・消費者法 これだけは』（法律文化社、2010年）

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

商法総則・商行為法

担当教員 脇阪 明紀

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

【参考文献】

情報公開法

担当教員 前津 榮健

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、いわゆる情報公開法及び県内自治体の情報公開条例の意義、制度の概要、判例、事例等を学ぶことによって、「知る権利」に関する認識を深めることを目的としたい。また、近年議論になっている特定秘密保護法と「国民の知る権利」についても考えていきたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	情報公開と知る権利について（1）
3	情報公開と知る権利について（2）
4	実施機関
5	対象情報
6	請求権者
7	中間試験
8	不開示情報（1）
9	不開示情報（2）
10	不開示情報（3）
11	開示決定等（1）
12	開示決定等（2）
13	救済制度（1）
14	救済制度（2）
15	特定秘密保護法と国民の知る権利
16	期末試験

【履修上の注意事項】

六法を持参すること。

【評価方法】

- (1) 出席状況、受講態度、試験結果に基づき総合的に評価する。
- (2) 追試、再試なし。

【テキスト】

『ベーシック行政法』
レジメ、資料等で講義を進めたい。

【参考文献】

松井茂紀『情報公開法』（学陽書房）
 宇賀克也『情報公開法・情報公開条例』（有斐閣）
 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説』（有斐閣）

政治学原論

担当教員 芝田 秀幹

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

国家、主権、自由、権利、デモクラシー（民主主義）、個人主義、社会主義、共同体、民族など、政治に関する概念を正しく理解することは、成熟した民主主義国家の建設を目指す我が国の主権者＝国民にとって必須のものといえよう。本講義では、こうした政治学的概念を、それらを巡る様々な学説を織り交ぜながら詳解し、戦後の日本国では表層的にしか捉えられてこなかった国民国家の意味・意義を明確にしたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	政治学原論とは	17	多元主義（4）－マッキーヴァー2－
2	政治（1）－政治－	18	社会主義（1）－マルクス主義－
3	政治（2）－権力・主権－	19	社会主義（2）－フェビアン協会－
4	民主主義（1）－一般意志－	20	社会主義（3）－現在の社会主義－
5	民主主義（2）－議会制－	21	新自由主義（1）－ホブハウス1－
6	民主主義（3）－社会契約論－	22	新自由主義（2）－ホブハウス2－
7	理想主義（1）－ドイツとイギリス－	23	新自由主義（3）－社会福祉と国家－
8	理想主義（2）－グリーン－	24	現代リベラリズム（1）－ロールズ1－
9	理想主義（3）－ボザンケの国家論1－	25	現代リベラリズム（2）－ロールズ2－
10	理想主義（4）－ボザンケの国家論2－	26	リバタリアニズム－ノージック－
11	理想主義（5）－ボザンケの政策論－	27	コミュニタリアニズム（1）－論争の勃発－
12	理想主義（6）－ボザンケの制度論－	28	コミュニタリアニズム（2）－サンデル1－
13	理想主義（7）－河合栄治郎－	29	コミュニタリアニズム（3）－サンデル2－
14	多元主義（1）－多元的国家論－	30	講義のまとめ
15	多元主義（2）－ラスキ・バーカー－	31	テスト
16	多元主義（3）－マッキーヴァー1－		

【履修上の注意事項】

歴史知識、人間・社会への関心が政治学を学ぶ者の条件であるから、受講者はなによりもまず歴史をよく勉強し、かつ日々生起する出来事や状況に触発されつつ考えることが重要。また、新聞・テレビ・ネットから供される場当たりの情報ではなく、歴史の中で鍛えられた人類の知的遺産、学問的成果を尊び、かつそれらに学ぶスタンスを身につけて欲しい。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

芝田秀幹『ボザンケと現代政治理論－多元的国家論、新自由主義、コミュニタリアニズム』（芦書房、2013年）

【参考文献】

芝田秀幹『イギリス理想主義の政治思想－バーナード・ボザンケの政治理論』（芦書房、2006年）。
日本イギリス哲学学会編『イギリス哲学・思想事典』（研究社、2007年）。

西洋政治史

担当教員 芝田 秀幹

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義では、近代から現在に至る西欧の政治発展について、国家の観点から、また英仏独伊露米など主要国に焦点を絞りながら解説する。具体的には、まず各国の近代国民国家の形成過程を、デモクラシー化や経済的繁栄及び社会的公正の確立などを視野に入れつつ跡付ける。次に、第一次世界大戦勃発の経緯や「20世紀の社会主義」に決定的な影響を与えたロシア革命の成立過程を辿る。最後に、第一次大戦で敗れたドイツで、史上最悪の指導者アドルフ・ヒトラーが登場し、世界を地獄へと導いた経緯を、ナチズムの特性を踏まえながら明らかにする。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	西洋政治史を学ぶに当たって	17	ワイマール共和国の成立・2
2	政治的近代化と民主政治の成立：イギリス	18	ファシズムの成立
3	フランスの政治的離陸とイギリス	19	デモクラシーの安定
4	ボナパルティズム	20	世界恐慌の衝撃・1
5	イギリスの競争的民主主義	21	世界恐慌の衝撃・2
6	フランスの社会的共和制	22	ワイマール共和国の崩壊・1
7	民主化の停滞と抵抗・変革：ドイツ帝国	23	ワイマール共和国の崩壊・2
8	イタリアの自由主義体制	24	各国の対応・イギリス
9	民衆運動	25	各国の対応・フランス
10	労働運動	26	各国の対応・ロシア
11	第一次世界大戦とロシア革命：大戦の勃発	27	ナチズム
12	大戦の歴史的意味	28	イタリア・ファシズムの展開
13	ロシア革命・1	29	破局
14	ロシア革命・2	30	講義のまとめ
15	戦後政治の不安	31	試験
16	ワイマール共和国の成立・1		

【履修上の注意事項】

近時、近現代史を知らない、学ぼうとしない学生が増えている気がする。しかし、西洋・日本の近代現代政治史、特に「戦争と革命の時代」である20世紀の政治史に無知・無関心であり続ける者には、大学で政治学、否社会科学を学ぶ資格はないと言ってよい。「過去に眼を閉ざす者は、未来に対しても盲目となる」とはドイツの政治家ヴァイツェッカーの言葉である。先行きが不透明な時代、学生諸君には、当座のことばかりに眼を奪われず、ぜひとも歴史に学ぶスタンスを身につけて欲しいものである。

【評価方法】

定期試験の結果とレポート、及びリアクション・ペーパーで判断。

【テキスト】

使用しない。適宜プリントを配布する。

【参考文献】

平島健司他『新訂ヨーロッパ政治史』（放送大学、2005年）、斎藤哲他『20世紀ドイツの光と影』（芦書房、2005年）など。その他については、開講時に紹介する。

専門演習 I

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

ドイツ「歴史法学」を中心に、学習・研究していく。ゼミの進め方については、初回にゼミ生と相談してきめたい。

【授業の展開計画】

おそらく少人数のゼミになるので、理解の度合いを確認しながら、授業をすすめることにしたい。

【履修上の注意事項】

前もって指定された資料は、必ず読んでおいてゼミに臨むこと。

【評価方法】

出席状況やゼミとの関わり方、その意欲などを総合して評価の基準とする。

【テキスト】

初回にゼミ生と相談してきめる。

【参考文献】

ゼミをすすめるなかで、適宜指示する。

専門演習 I

担当教員 小西 由浩

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習では、受講者各人の興味・関心にそって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

【テキスト】

個別に指示する。

【参考文献】

専門演習 I

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

労働法とは、労働者の企業における地位、処遇、労働条件、その他すべての職業生活を総合的に規律することを目的とした法律の総称である。

本演習は、労働法をめぐる諸問題について、判例研究を通じてその意義と課題を検討する。

【授業の展開計画】

講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したい。

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

「演習」である以上、受講者には積極的な討論を求めたい。

なお、労働法 I および労働法 II を受講済みかまたは受講予定であることが望ましい。

【評価方法】

成績評価は、演習での報告や討論、レポート、出欠等を総合して判断する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

専門演習 I

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

会社法や国際取引法などに関する専門知識の理解を深めるために、①研究報告とその質疑応答、②グループディスカッションなどを中心に授業を進める。研究対象は、会社法や国際取引法をめぐる重要判例に加えて、沖縄の現代的な課題（沖縄経済特区など）とする。また、研究報告などにより、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

演習の初回に、スケジュール・演習方式・役割分担などについて、受講者と相談の上で決定する。演習方式を含めて、学生のニーズも聞き、柔軟に対応していく。就職活動への意欲を高めるために、キャリア支援課・官公庁・企業などとも連携を取り合い、講義においても諸活動を行っていく。なお、ゼミ合宿では、沖縄経済特区（那覇空港内の施設・名護市の経済特区）の企業見学なども行う。また、3・4年生の交流を深めるための各種イベントも行う。

【履修上の注意事項】

【評価方法】

演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況などを総合的に評価する。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選 〔第2版〕（別冊ジュリスト（No.205））』（有斐閣、2011年）。その他の参考文献については、適宜、授業中に伝える。

専門演習 I

担当教員 山下 良

対象学年 3年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

このゼミは、民法についての理解を深めることを目的とします。判例研究や、公務員試験、司法試験などの試験問題を用いた応用学習、グループでの共同研究などを行います。

【授業の展開計画】

ゼミで扱うテーマは、みんなで話し合って決定します。民法について知りたいこと、扱ってみたいテーマ、やってみたい問題など、積極的に提案してほしいと思います。

【履修上の注意事項】

民法に興味を持ち、積極的にゼミでの活動、話し合いに参加してくれる学生の登録を希望します。

【評価方法】

出席状況、授業態度、発表内容などを考慮して評価します。

【テキスト】

必要に応じて、適宜紹介します。

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

専門演習 I

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

昨年度は法廷教室で被害者参加制度を取り入れた裁判員裁判をさせて、刑事手続のあり方を体験させた。今年度は、判例百選などから刑事事件を取り上げて、それを裁判所や法律学者はどのように解決しているかをみてゆくことで、刑事法学的思考様式を学んでいきたいと思う。

【授業の展開計画】

開講日に、成績評価の約束事、演習のテーマなど受講生自身に決めさせる。その後、グループ編成、判例テーマの分担、報告、質疑応答、討論の順に行う。4月の履修登録時に、自分が興味を持っている問題を『演習登録カード』に詳しく具体的に書くこと。それを読んで登録の可否を決める。ただし、登録希望者を個別に呼び出して、課題を出して選抜することもある。実施する場合には、事前に研究室の掲示板に実施要綱を張り出すのでよく読んでおくこと。

週	授 業 の 内 容
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	

【履修上の注意事項】

演習は、教員から「教えてもらう」場所ではなく、自分自身が「自ら学び取る」場所である。なにかを教えてもらえるだろうという受身の参加はだめ。必ず自分の意見を持って教室に来て、他の人の考えとどう違うのか、どちらが説得力があるかきちんと自分の頭脳で考えること。
無断欠席、遅刻は厳しく取り締まる。

【評価方法】

①出欠状況、②報告の内容と授業中の発言。①を基本とし②を加点の方向で加味。ゆえに、無断で遅刻や欠席を繰り返すと確実に単位が与えられない。楽しいゼミにしたいので、私や同級生とだけ話しするのではなく、上級生にも盛んに質問などをして積極的に関わられる人が来て欲しい。

【テキスト】

六法（最新のもの）、演習 I の受講生は刑法判例百選 I 総論（有斐閣）、演習 II の受講生は刑法判例百選 II 各論、刑事訴訟法判例百選（有斐閣）。

【参考文献】

専門演習 I

担当教員 上江洲 純子

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

民事訴訟に関する諸問題について判例を題材にグループで報告を担当し、報告テーマについて議論を重ねることで論理的なものの見方や考え方を養いたいと思います。また、民事訴訟の仕組みについて理解を深め、理論的な主張の展開方法を学ぶため、学生の希望によりディベート形式や模擬裁判形式を取り入れた演習も実施する予定です。なお、最近のゼミでは、実際の判例をベースに公開模擬裁判を開催したほか、県外11大学との合同ディベート大会に出場するなど、ゼミ生自身が関心を持って選択したことに取り組んでいます。

【授業の展開計画】

スケジュール、演習の方式、役割分担等については、演習初回に、ゼミ生と相談の上決定します。

【履修上の注意事項】

民法や商法に関心があり、民事訴訟法を受講予定又は受講済みであること。

【評価方法】

授業への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価する。

【テキスト】**【参考文献】**

『民事訴訟法判例百選(第4版)』別冊ジュリストNo201(有斐閣)

専門演習 I

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習の目的は、報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことにある。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告を行なってもらい（テキストの分析、国際判例の紹介、進行中の国際問題の検討など）、参加者には報告に対する議論を求める。

ただし、上記の目的を離れない範囲であれば、参加者・報告者の希望に基づいて、報告形式を全体的に、または、個別に変更することもある。

【授業の展開計画】

報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。

【履修上の注意事項】

国際法 I（できれば II～IV も）の講義を受講していること（または、演習と同時並行でもよい）が望ましい。

【評価方法】

報告内容、出席状況などを総合して判断する。

【テキスト】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

【参考文献】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

専門演習 I

担当教員 前津 榮健

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。

【授業の展開計画】

- (ア) 行政法の基本原理の理解
- (イ) テーマの設定
- (ウ) 個別報告

【履修上の注意事項】

受講者は、原則として行政法Ⅰを履修した者、行政法Ⅱを履修する者を優先する。討論やゼミ活動に自ら積極的に参加し、発言できる意欲のある学生を希望する。

【評価方法】

成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう

【テキスト】

テーマに関連する文献を指示する。

【参考文献】

テーマに関連する文献を指示する。

専門演習 I

担当教員 井端 正幸

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。

問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。

【授業の展開計画】

未定。開講時にグループ編成、テーマの分担などを決める予定。

【履修上の注意事項】

(1) 基本的なテキスト類は、なるべく早いうちに読んでおくこと。

* なお、憲法のテキスト類は多数あるが、各自で自由に選択すればよい。

(2) 「憲法 I」の単位を取得していない学生の登録は認めない（ただし、編入生を除く）。

【評価方法】

成績評価は、演習の際の報告や討論（発言）、レポートの内容などを総合的に考慮して判断する。

【テキスト】

未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。

【参考文献】

(1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2 [演習編]』法律文化社 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法の争点・第3版』有斐閣 (3) 高橋・長谷部・石川編『憲法判例百選 I・II』有斐閣、など。

専門演習 I

担当教員 脇阪 明紀

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

【参考文献】

専門演習 I

担当教員 末崎 衛

対象学年 3年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

法律の解釈には唯一絶対の正解がないのが普通です。ある取引に税金が課されるかについて、「課される」「課されない」両方の考え方が主張されることもよくあります。「なぜ」正反対の考え方に分かれるのかを考えるところに、法律学の面白さがあります。「なぜ」と考える訓練をすることは、法律学だけでなく、社会で直面する様々な問題について、客観的に検討しより良い結論を出すための力を養うことにも繋がります。税法を素材にディベートを行うことで、その力を養う機会にして欲しいと思います。

【授業の展開計画】

税法の解釈が問題となった実際の判決などを題材として、ディベートを行います。ディベートは、テーマについての大まかな説明を末崎がした後、各班での検討・打合せを経て試合（ディベート）を行うという順序で進めていきます。もっとも、初めのうちは、判決の読み方を学んだり、ディベートを意識してのグループ報告なども行う予定です。可能であれば、他のゼミや他大学のゼミとのディベートも行いたいと考えています。その他、ゼミ生の意見も聴きながら、「なぜ」と考えることに役立つ方法を試みたいと思います。

【履修上の注意事項】

①並行して「租税法」の講義を受講すること。②班別の打合せまでに、ディベートの題材に関する資料を自分でしっかり読むこと。また、自分でも調べる姿勢をもってください。③ディベートは「準備8割、本番2割」です。班でしっかり議論して準備すること。④最初から上手く話せる人はそういません。失敗を恐れず、試合でも発言しよう。⑤ディベートは、調査・分析する力や聴き手に伝える力を養うことに役立ちます。やればやるだけ力が付きます。意欲的に参加してください。他人まかせはNGです。

【評価方法】

履修上の注意事項②～⑤を踏まえて、ディベート等にどれだけ積極的に参加しているかをみて評価します。

【テキスト】

三木義一編著『よくわかる税法入門〔第9版〕』（有斐閣選書）

【参考文献】

別冊ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』有斐閣
その他、適宜指示・紹介します。

専門演習 I

担当教員 田中 稔

対象学年 3年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

民法で規律されている私たちの日常生活の大部分は財産をめぐる争いに帰着します。家族間の争いも相続紛争にみられるように最終的には財産の問題になります。従って、私たちの生活が法律によりどのように規律されているかを知るには財産をめぐる法律をよく知ることが有益です。

そして、財産の中で大きな価値を持っているのが不動産です。そこで、この専門演習では、不動産をめぐる紛争がどのようなルールにより規律されているのか、また、されるべきであるのかを学んで、今後の円満な日常生活を送るためのノウハウを身につけたいと思います。

【授業の展開計画】

不動産取引に関する主要な最高裁判決を題材に、担当者の報告・受講者全員の質疑応答を通じて、ルールを探り、その是非を考えたいと思います。

当面、次のような最高裁判決を検討したいと考えますが、受講者の皆さんと相談しながら、テキストを利用して、具体的に取り上げる判決を決めたいと思います。

最判平成18年2月23日 甲土地の所有者Aから所有権移転登記の申請に必要な書類を入手したBは無断で自己名義への移転登記を行ったうえ、自己所有の土地と称して甲土地を善意者Cに転売した。B名義の虚偽の登記がされるにつき重大な過失のあるAは94条2項等の法意により所有権をCに対抗することができないとされた事例。

最判平成10年2月13日 BはAから甲土地を購入して所有権移転登記をおえた。それ以前に、Cは自己所有の乙土地から公路への出入りのためにBから通行地役権の設定を甲土地につき受けていたところ、地役権の登記はされていない。Cは未登記の地役権をBに対して対抗することができるかが問題とされた事例。

最判平成17年12月15日 Aは死亡し、子であるBCDが相続したが、遺産分割協議が調わないまま、Bが死亡し、これをEが単独で相続した。そこで、Eは、BCDの遺産分割協議書を偽造して、亡A名義の甲土地につき中間省略相続登記によりE単独名義の登記を行った。CはEに対し、E名義の中間省略登記の更正登記手続を請求することができないが、その全部の抹消登記手続を請求できるとされた事例。

最判昭和47年4月20日 Aは甲土地をB、Cに二重に譲渡し、Cに登記名義を移転した。そこで、Bは履行不能を理由に甲土地の現在の時価を基準に損害賠償をAに対し請求しているが、Bは自分で使用する目的で購入しており、甲土地を転売するつもりはなかった。Bの請求は認められるだろうか。関連問題として、BはCに対して債権侵害を理由に不法行為責任を追及しうるか。Aが無資力の場合、BはAC間の売買契約を詐害行為として取り消すことができるだろうか。

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。

受講者は、報告を担当する回だけでなく、あらかじめ判決を読んで、主体的に議論に参加すること。

【評価方法】

報告の内容、授業への参加、など総合的に行う。出席を重視します。

【テキスト】

民法判例百選 I・II (第6版)

不動産取引判例百選 (第3版)

田中『不動産登記法の解説6訂版』 (絶版) など。

【参考文献】

適宜、必要な資料を指示します。

専門演習 I

担当教員 熊谷 久世

対象学年 3年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を分析検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、重国籍や無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題点に迫りたいと思います。自由な雰囲気の中で活潑な議論ができるよう、学生の自主性を尊重した専門演習の場としていきたい。

【授業の展開計画】

学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中で、活潑な議論がおこなわれるよう期待しています。ここ数年における専門演習において、学生が取り上げたテーマを一部紹介すると、以下の通りです。

- ①内縁関係と同性結婚について、性同一性障害者の婚姻・親子問題
 - ②夫婦の氏について－夫婦別姓選択制度－、沖縄女性差別問題
 - ③生後認知による日本国籍取得と婚外子－わが国籍法上の婚外子差別について－
 - ④女性と戸籍について－氏と戸籍の女性史－、優生保護法から母体保護法へ
 - ⑤国際結婚の成立要件について
 - ⑥婚外子の法定相続分差別について－民法900条4号但書は合憲か？－最高裁の動き/最大決平成25.9.4－
 - ⑦親子関係と生殖補助医療について－代理出産・代理母の問題点、凍結精子児の死後認知；無戸籍児と300日問題
 - ⑧有責配偶者からの離婚請求について－積極的破綻主義への流れ－別居5年で離婚原因－
 - ⑨自筆証書遺言の方式について
 - ⑩親権制度と児童虐待への法的対応について－虐待防止と親権停止－
 - ⑪平和条約発効にともなう元日本人妻の法的地位とその国籍のゆくえ
 - ⑫配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律制定までの経緯について
 - ⑬国際離婚の準拠法について（派生するさまざまな問題）
 - ⑭虚偽の嫡出子出生届と養子縁組の成否について－藁の上からの養子と特別養子縁組－
 - ⑮国際的子の奪い合いとハーグ国際子の奪取条約
 - ⑯航空機事故訴訟における国際裁判管轄について－マレーシア航空機事件－
 - ⑰外国離婚判決のわが国での有効性について－池田満寿夫の事例を中心に－
 - ⑱アメリカにおける懲罰的損害賠償判決はわが国で承認されるのか？－民事判決性について－
 - ⑳婚外子（重婚の内縁子）の父の氏への変更について
- その他：トートメ問題；離婚原因DV；赤ちゃんポスト；成人年齢の引き下げ、スポーツと国籍について、国際養子縁組と臓器売買

【履修上の注意事項】

六法（最新版）を毎回持参してください。

【評価方法】

出席および前・後期における報告等を勘案して総合評価する。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

「民法判例百選Ⅲ親族・相続」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。

専門演習 I

担当教員 徳永 賢治

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

新入生は高校までとは異なる勉強の仕方に戸惑いを感じる人が多いでしょう。「基礎演習」は、大学での勉強方法と心構えを身につけるための入門授業です。基礎演習 I では、法学・政治学の分野に限らず広く社会事象一般を題材とし、「読む・書く・聞く・話す」を繰り返し、それによって基礎的教養を広く身につけることを目的としています。レポートをまとめたり、討論をしたりする能力は、あらゆる学問の基礎であり、専門科目を学ぶために不可欠な土台を形成することにつながります。

【授業の展開計画】

授業は個別報告の形式で行うことを基本とします。例えば、まず担当者(担当グループ)がテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講者全員で討論を行います。

なお、報告者は必ずレジюмеを作成し、他の受講者に配布した上で報告することが求められます。

【履修上の注意事項】

どのような素朴な意見でも、まず「言葉にしてみる」ことが重要です。

基礎演習をはじめとするゼミ形式の授業の意義は、まさにこの点にあります。90分間ただ黙って座っているだけで、口を開くのは出席をとるときのみ、という態度では受講する意味がありません。

受講者には、自由な雰囲気での活発な討論を期待しています。

【評価方法】

出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

【テキスト】

原則として指定しない(担当者によっては指定する場合があります)。

【参考文献】

各報告者のテーマに応じて、適宜指示します。 .

専門演習Ⅱ

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

ドイツ「歴史法学」を中心に、学習・研究していく。ゼミの進め方については、初回にゼミ生と相談してきめたい。

【授業の展開計画】

おそらく少人数のゼミになるので、理解の度合いを確認しながら、授業をすすめることになる。

【履修上の注意事項】

前もって指定された資料は、必ず読んでおいてゼミに臨むこと。

【評価方法】

出席状況やゼミとの関わり方、その意欲などを総合して、評価の基準とする。

【テキスト】

初回にゼミ生と相談してきめる。

【参考文献】

ゼミをすすめるなかで、適宜指示する。

専門演習Ⅱ

担当教員 井端 正幸

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。

問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。

【授業の展開計画】

未定。開講時にグループ編成、テーマの分担などを決める予定。

【履修上の注意事項】

(1) 基本的なテキスト類は、なるべく早いうちに読んでおくこと。

* なお、憲法のテキスト類は多数あるが、各自で自由に選択すればよい。

(2) 「憲法Ⅰ」の単位を取得していない学生の登録は認めない（ただし、編入生を除く）。

【評価方法】

成績評価は、演習の際の報告や討論（発言）、レポートの内容などを総合的に考慮して判断する。

【テキスト】

未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。

【参考文献】

(1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2 [演習編]』法律文化社
の争点・第3版』有斐閣 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法
(3) 高橋・長谷部・石川編『憲法判例百選 I・II』有斐閣、など。

専門演習Ⅱ

担当教員 小西 由浩

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習では、受講者各人の興味・関心にそって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

【テキスト】

個別に指示する。

【参考文献】

専門演習Ⅱ

担当教員 脇阪 明紀

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

【参考文献】

専門演習Ⅱ

担当教員 前津 榮健

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。

【授業の展開計画】

- (ア) 行政法の基本原理の理解
- (イ) テーマの設定
- (ウ) 個別報告

【履修上の注意事項】

受講者は、原則として行政法Ⅰを履修した者、行政法Ⅱを履修する者を優先する。討論やゼミ活動に自ら積極的に参加し、発言できる意欲のある学生を希望する。

【評価方法】

成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう

【テキスト】

テーマに関連する文献を指示する。

【参考文献】

テーマに関連する文献を指示する。

専門演習Ⅱ

担当教員 井村 真己

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

労働法とは、労働者の企業における地位、処遇、労働条件、その他すべての職業生活を総合的に規律することを目的とした法律の総称である。

本演習は、労働法をめぐる諸問題について、判例研究を通じてその意義と課題を検討する。

【授業の展開計画】

講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したい。

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

「演習」である以上、受講者には積極的な討論を求めたい。

なお、労働法Ⅰおよび労働法Ⅱを受講済みかまたは受講予定であることが望ましい。

【評価方法】

成績評価は、演習での報告や討論、レポート、出欠等を総合して判断する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 上江洲 純子

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

民事訴訟に関する諸問題について判例を題材にグループで報告を担当し、報告テーマについて議論を重ねることで論理的なものの見方や考え方を養いたいと思います。また、民事訴訟の仕組みについて理解を深め、理論的な主張の展開方法を学ぶため、学生の希望によりディベート形式や模擬裁判形式を取り入れた演習も実施する予定です。なお、最近のゼミでは、実際の判例をベースに公開模擬裁判を開催したほか、県外11大学との合同ディベート大会に出場するなど、ゼミ生自身が関心を持って選択したことに取り組んでいます。

【授業の展開計画】

スケジュール、演習の方式、役割分担等については、演習初回に、ゼミ生と相談の上決定します。

【履修上の注意事項】

民法や商法に関心があり、民事訴訟法を受講予定又は受講済みであること。

【評価方法】

演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価する。

【テキスト】**【参考文献】**

『民事訴訟法判例百選（第4版）』別冊ジュリストNo201（有斐閣）

専門演習Ⅱ

担当教員 山下 良

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

このゼミは、民法についての理解を深めることを目的とします。判例研究や、公務員試験、司法試験などの試験問題を用いた応用学習、グループでの共同研究などを行います。

【授業の展開計画】

ゼミで扱うテーマは、みんなで話し合って決定します。民法について知りたいこと、扱ってみたいテーマ、やってみたい問題など、積極的に提案してほしいと思います。

【履修上の注意事項】

民法に興味を持ち、積極的にゼミでの活動、話し合いに参加してくれる学生の登録を希望します。

【評価方法】

出席状況、授業態度、発表内容などを考慮して評価します。

【テキスト】

必要に応じて、適宜紹介します。

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

専門演習Ⅱ

担当教員 末崎 衛

対象学年 4年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

法律の解釈には唯一絶対の正解がないのが普通です。ある取引に税金が課されるかについて、「課される」「課されない」両方の考え方が主張されることもよくあります。「なぜ」正反対の考え方に分かれるのかを考えると、法律学の面白さがあります。「なぜ」と考える訓練をすることは、法律学だけでなく、社会で直面する様々な問題について、客観的に検討しより良い結論を出すための力を養うことにも繋がります。税法を素材にディベートを行うことで、その力を養う機会にして欲しいと思います。

【授業の展開計画】

税法の解釈が問題となった実際の判決などを題材として、ディベートを行います。ディベートは、テーマについての大まかな説明を末崎がした後、各班での検討・打合せを経て試合（ディベート）を行うという順序で進めていきます（もっとも、初めのうちは、3年生のディベートの準備として判決の読み方を学んだり、グループ報告などをしてもらうことも考えています）。可能であれば、他のゼミや他大学のゼミとのディベートも行いたいと考えています。その他、ゼミ生の意見も聴きながら、「なぜ」と考えることに役立つ方法を試みたいと思います。

【履修上の注意事項】

①専門演習Ⅱから履修する人は、専門演習Ⅰ（末崎）の同じ欄を参照してください。②専門演習Ⅰから引き続き履修する人は、前年度よりもさらにレベルアップすることを目指してください。資料の読み込みや調査、班別打合せでの検討や立論の作成、試合（ディベート）での発言等、役割分担も考えながら主体的に取り組み、調査・分析する力や聴き手に伝える力を養いましょう。他人任せはNGです。

【評価方法】

履修上の注意事項を踏まえ、ディベート等にどれだけ積極的に参加しているかをみて評価します。

【テキスト】

三木義一編著『よくわかる税法入門〔第9版〕』（有斐閣選書）

【参考文献】

別冊ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』有斐閣
その他、適宜指示・紹介します。

専門演習Ⅱ

担当教員 田中 稔

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

民法で規律されている私たちの日常生活の大部分は財産をめぐる争いに帰着します。家族間の争いも相続紛争にみられるように最終的には財産の問題になります。従って、私たちの生活が法律によりどのように規律されているかを知るには財産をめぐる法律をよく知ることが有益です。

そして、財産の中で大きな価値を持っているのが不動産です。そこで、この専門演習では、不動産をめぐる紛争がどのようなルールにより規律されているのか、また、されるべきであるのかを学んで、今後の円満な日常生活を送るためのノウハウを身につけたいと思います。

【授業の展開計画】

不動産取引に関する主要な最高裁判決を題材に、担当者の報告・受講者全員の質疑応答を通じて、ルールを探り、その是非を考えたいと思います。

当面、次のような最高裁判決を検討したいと考えますが、受講者の皆さんと相談しながら、テキストを利用して、具体的に取り上げる判決を決めたいと思います。

最判平成18年2月23日 甲土地の所有者Aから所有権移転登記の申請に必要な書類を入手したBは無断で自己名義への移転登記を行ったうえ、自己所有の土地と称して甲土地を善意者Cに転売した。B名義の虚偽の登記がされるにつき重大な過失のあるAは94条2項等の法意により所有権をCに対抗することができないとされた事例。

最判平成10年2月13日 BはAから甲土地を購入して所有権移転登記をおえた。それ以前に、Cは自己所有の乙土地から公路への出入りのためにBから通行地役権の設定を甲土地につき受けていたところ、地役権の登記はされていない。Cは未登記の地役権をBに対して対抗することができるかが問題とされた事例。

最判平成17年12月15日 Aは死亡し、子であるBCDが相続したが、遺産分割協議が調わないまま、Bが死亡し、これをEが単独で相続した。そこで、Eは、BCDの遺産分割協議書を偽造して、亡A名義の甲土地につき中間省略相続登記によりE単独名義の登記を行った。CはEに対し、E名義の中間省略登記の更正登記手続を請求することができないが、その全部の抹消登記手続を請求できるとされた事例。

最判昭和47年4月20日 Aは甲土地をB、Cに二重に譲渡し、Cに登記名義を移転した。そこで、Bは履行不能を理由に甲土地の現在の時価を基準に損害賠償をAに対し請求しているが、Bは自分で使用する目的で購入しており、甲土地を転売するつもりはなかった。Bの請求は認められるだろうか。関連問題として、BはCに対して債権侵害を理由に不法行為責任を追及しうるか。Aが無資力の場合、BはAC間の売買契約を詐害行為として取り消すことができるだろうか。

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。

受講者は、報告を担当する回だけでなく、あらかじめ判決を読んで、主体的に議論に参加すること。

【評価方法】

報告の内容、授業への参加、など総合的に行う。出席を重視します。

【テキスト】

民法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）

不動産取引判例百選（第3版）

田中『不動産登記法の解説』（ネットスクール）など。

【参考文献】

適宜、必要な資料を指示します。

専門演習Ⅱ

担当教員 徳永 賢治

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

少人数クラスの演習は、ゼミ生個人による学習、研究発表、また参加学生による討論を重視する科目である。こちらで予め準備した70余りのテーマ(必ずしもこれらのテーマに限定されるとは限らない)のうち、ゼミ生が各々関心をもつ専門分野のテーマについて、知識や自分の考えをまとめる能力、それを表現する能力を涵養することを、本授業のねらいとする。

【授業の展開計画】

少人数クラスの演習は、ゼミ生個人による学習、研究発表、また参加学生による討論を重視する科目である。こちらで予め準備した70余りのテーマ(必ずしもこれらのテーマに限定されるとは限らない)のうち、ゼミ生が各々関心をもつ専門分野のテーマについて、知識や自分の考えをまとめる能力、それを表現する能力を涵養することを、本授業のねらいとする。

【履修上の注意事項】

「法思想史」または「法哲学」を受講したかまたは受講中であることが望ましい。また、履修登録時に簡単な志望理由と研究計画を提供してもらい、それを見て、班別編成の必要の有無・可否や一年間のゼミの進行の仕方を決めたい。

【評価方法】

毎回の出席状況、報告や質疑応答とその内容等を総合的に判断して行なう。

【テキスト】

特に指定はない。適宜資料を配付する。

【参考文献】

必要に応じて随時紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

会社法や国際取引法などに関する専門知識の理解を深めるために、①研究報告とその質疑応答、②グループディスカッションなどを中心に授業を進める。研究対象は、会社法や国際取引法をめぐる重要判例に加えて、沖縄の現代的な課題（沖縄経済特区など）とする。また、研究報告などにより、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

演習の初回に、スケジュール・演習方式・役割分担などについて、受講者と相談の上で決定する。演習方式を含めて、学生のニーズも聞き、柔軟に対応していく。就職活動への意欲を高めるために、キャリア支援課・官公庁・企業などとも連携を取り合い、授業においても諸活動を行っていく。なお、ゼミ合宿では、沖縄経済特区（那覇空港内の施設・名護市の経済特区）の企業見学なども行う。また、3・4年生の交流を深めるための各種イベントも行う。

【履修上の注意事項】

【評価方法】

演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況などを総合的に評価する。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選〔第2版〕（別冊ジュリスト（No. 205））』（有斐閣、2011年）。その他の参考文献については、適宜、授業中に伝える。

専門演習Ⅱ

担当教員 中野 正剛

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】
専門演習1と同じ

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

【参考文献】

専門演習Ⅱ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習の目的は、報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことにある。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告を行ってもらい（テキストの分析、国際判例の紹介、進行中の国際問題の検討など）、参加者には報告に対する議論を求める。

ただし、上記の目的を離れない範囲であれば、参加者・報告者の希望に基づいて、報告形式を全体的に、または、個別に変更することもある。

【授業の展開計画】

報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰ（できればⅡ～Ⅳも）の講義を履修していること（演習と同時並行の受講でもよい）が望ましい。

【評価方法】

報告内容、出席状況などを総合して判断する。

【テキスト】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

【参考文献】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 熊谷 久世

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を分析検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、重国籍や無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題点に迫りたいと思います。自由な雰囲気です活潑な議論ができるよう、学生の自主性を尊重した専門演習の場としていきたい。

【授業の展開計画】

学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中、活潑な議論がおこなわれるよう期待しています。

なお、卒業年次であることから、希望する学生には、各種の試験対策にもできる限り対応したいと考えています。

【履修上の注意事項】

六法（最新版）を毎回持参してください。

【評価方法】

出席および前・後期における報告等を勘案して総合評価する。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

「民法判例百選Ⅲ親族・相続」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。

租税法

担当教員 末崎 衛

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

買い物をするとき消費税を払いますよね。卒業して就職すれば、毎月の給料から所得税や住民税が天引きされます。遺産を相続すれば、相続税が課されることがあります。私たちの生活に税法は深く関わっています。この講義では、法学部の学生向けに書かれた入門書を使用し、憲法や民法との関係にも注意しながら、税法の基本的な仕組みや考え方を学びます。【なぜ幾つもの種類の税があるのか、それぞれの税についてなぜその仕組みが採られているのかを、税法の基本的な原則との関連で理解し説明できるようになる】ことを目標とします。「税法って意外に面白いんだ」と感じてもらえればと思います。

【授業の展開計画】

前期は主として所得税を対象とし、後期は税法の基本的な原則の他、消費税、相続税などを対象とする予定です（各回の「○章」は、テキストの該当する章を指します）。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス(酒税法を題材に)	17	租税法律主義(1章)②・租税回避(2章)①
2	税の意義(1章)	18	租税回避(2章)②
3	応能負担原則(4章)・所得税課税の概要	19	譲渡所得(11章)①
4	所得概念(7章)	20	譲渡所得(11章)②
5	必要経費(8章)	21	消費税の基礎(18章)
6	所得分類(9章)①	22	多段階付加価値税・仕入税額控除(19章)
7	所得分類(9章)②	23	非課税・ゼロ税率・逆進性対策(20章)
8	給与所得課税(10章)①	24	消費税法 まとめ
9	給与所得課税(10章)②	25	相続税の課税の根拠(21章)
10	課税の上限と下限(5章)	26	日本の課税方式と問題点(22章)
11	人的控除(13章)	27	相続税法 まとめ
12	所得税の計算構造(15章)	28	地方税制(24章)
13	収入の帰属時期(12章)	29	確定手続(25章)・税務調査(26章)
14	課税単位(14章)	30	まとめ・補足
15	期末試験(前期)	31	期末試験(後期)
16	租税法律主義(1章)①		

【履修上の注意事項】

①細かい税額の計算はしませんので「計算が多くて難しそう」と気後れする必要はありません（九九レベルで十分）。②毎回の講義の前に、テキストや配付資料の指示された箇所を読んで来ること。読んでいることを前提に講義を進めます。③ポケット六法等の学習用六法を毎回持参すること（税法の条文は必要に応じて末崎が用意しますので、税法が掲載された六法を買う必要はありません）。④講義中の私語など講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑤その他、初回の講義で説明します。

【評価方法】

期末試験（80％）と平常点（20％）の合計で評価します。期末試験は、「授業のねらい」の【 】に記載した内容についての理解度を問います（出題形式は短答、正誤、論述問題の組合せを予定）。平常点は、用語の意味や制度の趣旨など基本的な知識について問う小テストまたは課題を基本に（前後期各1回程度を予定）、講義への参加状況も加味して評価します。

【テキスト】

三木義一編著『よくわかる税法入門〔第9版〕』（有斐閣選書）

※第8版以前とは章立ても含めて大幅に変わっていますので、必ず第9版を購入してください。

その他、補助レジュメ等の資料を配付します。

【参考文献】

三木義一『二本の税金（新版）』（岩波新書）、三木義一『給与明細は謎だらけ』（光文社新書）

その他、講義の才に適宜紹介します。

担保物権法

担当教員 山下 良

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、民法の「第二編 物権」の後半部分を扱います。「担保物権法」という名前の法律があるわけではなく、民法の「第二編 物権」のうち、「第七章」～「第十章」がそう呼ばれています。「物権法」の続きなので、先に物権法を勉強しておかないと授業についていくのが難しいので注意して下さい。人が誰かにお金を貸すとき、返してくれなかったら困るので、何らかの方法でお金を取り戻せるようにしたいと考えます。その方法の一つとして、相手が持っている物を「担保」にするとということが行われます。講義を通じて、担保物権の内容と、社会における役割を学習しましょう。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス、担保物権とは何か
2	担保物権の種類と性質
3	留置権① 留置権の概要
4	留置権② 留置権の効力
5	先取特権① 先取特権の概要
6	先取特権② 先取特権の効力
7	質権① 質権の概要
8	質権② 動産質、不動産質、権利質
9	抵当権① 抵当権の概要
10	抵当権② 抵当権の効力①
11	抵当権③ 抵当権の効力②
12	抵当権④ 根抵当権
13	非典型担保① 仮登記担保
14	非典型担保② 譲渡担保
15	非典型担保③ 所有権留保
16	期末試験

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、期末試験によって評価します。

【テキスト】

淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸『民法Ⅱ 物権〔第3版補訂〕』（有斐閣、2010年）

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

知的財産法 I

担当教員 大久保 秀人

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

企業の生産拠点が中国やタイやインドなどのアジア諸国に移ることで、海外からの技術料や特許料を収入とする新しいビジネスモデルが構築されるなど、知識経済化が急速に進む現代社会においては、知的財産に関する知識や活用のためのスキルは不可欠である。そこで、本講義は、知的財産制度の概要や、特許法・実用新案法・意匠法・商標法・著作権法等の知的財産の保護法を学び、知的財産管理技能検定等の国家試験問題に対する知識を身につけることを目標とする。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	知的財産制度概論（知的財産をめぐる法制度の全体像の概要）
2	産業財産権法の概要
3	知的財産権の戦略的活用と課題
4	著作権法の概要
5	著作権法の保護対象
6	著作者人格権と著作財産権
7	著作権の効力と権利制限
8	中間試験
9	特許権の活用と意義
10	特許要件
11	特許権の効力と制限
12	特許権の侵害と救済
13	ブランド保護法としての商標法、不正競争防止法について
14	デザイン保護法としての意匠法、不正競争防止法について
15	不正競争防止法の概要
16	期末試験

【履修上の注意事項】

【評価方法】

1. 講義中に実施するテスト、レポート
□評価基準：提出率、問題の意図を理解した回答が書かれているか。
2. 期末試験
□評価基準：100点満点中60点以上を合格とする。
3. 出席（□規定通り）

【テキスト】

講師が毎回ごとに用意したものをを用いる。

【参考文献】

- ①特許庁『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』※特許庁HP
- ②特許庁『産業財産権法（工業所有権法）の解説【平成6年法～平成18年法】』 ※特許庁HP
- ③文化庁『著作権テキスト』 ※文化庁HP

知的財産法Ⅱ

担当教員 大久保 秀人

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

近年、国内外を問わず、企業間の知財紛争は活発化、高度化している状況にあり、裁判所が認定する賠償額も高額化している。また、企業間での業務提携、ライセンス提携も積極的に行われており、各企業が独自に保有する技術やブランドといった知的財産権の保護は、企業戦略としては必須事項であるといえる。今後、企業はますます即戦力となる人材を求める傾向にあり、知的財産に関する基礎知識や活用のためのスキルは不可欠である。そこで、本講義は、知的財産権全般についての基礎的知識から実社会において知的財産権をどのように活用できるかという発展的活用を学び、さらに知的財産管理技能検定3級合格程度の知識習得を目指す。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	産業財産権法の概要と保護対象
2	企業間に起こる知財紛争1
3	企業間に起こる知財紛争2
4	知的財産権の戦略的活用と課題
5	発明の成立要件と特許要件
6	特許権侵害紛争における攻防
7	特許発明の技術的範囲と均等論
8	デザイン保護法としての意匠法、不正競争防止法について
9	意匠の登録要件
10	意匠権侵害紛争
11	ブランド保護法としての商標法、不正競争防止法について
12	商標の登録要件
13	商標権侵害紛争
14	著作権法の概要と保護対象
15	著作権侵害紛争
16	期末試験

【履修上の注意事項】

【評価方法】

1. 講義中に実施するテスト、レポート
評価基準：提出率、問題の意図を理解した回答が書かれているか。
2. 期末試験
評価基準：100点満点中60点以上を合格とする。
3. 出席（規定通り）

【テキスト】

講師が毎回ごとに用意したものをを用いる。

【参考文献】

- ①特許庁『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』※特許庁HP
- ②特許庁『産業財産権法（工業所有権法）の解説【平成6年法～平成18年法】』※特許庁HP
- ③文化庁『著作権テキスト』※文化庁HP

地方自治論

担当教員 黒柳 保則

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義では、主権者として自治を考え、参加する際に必須のトピックを、最新の動向を踏まえて論じます。民主主義の核心には「自ら治める」という「自治」の精神があり、国と比べて自治体ではそれを実感しやすいはずですが。しかし、従来の日本は中央集権であって、必ずしもそうとは言えませんでした。国と地方の借金が1000兆円を超えてしまい、今後さらに分権が進められ、自治体は必ず自立を迫られます。今こそ大いに「自治」の精神を発揮して地域運営にあたるべき時です。こうした現状を理解する上で役立つ講義をします。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	中央集権から地方分権への動向
2	地方自治とは	18	地方分権における変更点
3	地方自治の構造	19	市町村合併の歴史
4	地方自治の歴史―戦前	20	沖縄における市町村合併の歴史
5	地方自治の歴史―戦後	21	「平成の大合併」の現状と課題
6	沖縄における地方自治の歴史―戦前	22	広域行政と道州制
7	沖縄における地方自治の歴史―戦後	23	道州制の展望
8	自治体の種類	24	自治体と地方税制
9	自治体首長の地位と役割	25	自治体の財政とその危機的状況
10	自治体首長と地方議会の関係	26	三位一体改革と自治体の財政
11	地方議会の役割と権能	27	住民の自己決定と住民投票制度
12	地方議会の現状と改革	28	地域福祉と地域保健
13	二元代表制の特徴	29	国際化時代と自治体
14	自治体における選挙	30	自治体外交の生成と現状
15	自治体の組織と職員	31	まとめ／試験
16	国・都道府県・市町村の関係		

【履修上の注意事項】

新聞の地方自治についての記事に注意を払ってください。気になる記事は切り抜きをするとよいでしょう。

【評価方法】

試験と平常点にて評価します。

【テキスト】

使用しません。レジュメを配布します。

【参考文献】

磯崎初仁他『[改訂版]ホーンブック 地方自治』北樹出版、2011年。柴田直子他編『地方自治論入門』ミネルヴァ書房、2012年。山田光矢他編『地方自治論』弘文堂、2012年。矢野恒太記念会編『データでみる 県勢 2015年版』矢野恒太記念会、2014年。

手形・小切手法

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

手形・小切手は、現実の経済活動において、重要な役割を果たしている。主に、企業が取引を行う場合において、手形・小切手は、①支払の手段、②信用の手段、③送金・取立の手段としての機能を果たしている。実務においては、銀行取引や貿易取引とも密接に関係している。本講では、このような企業の取引とも関係する「手形・小切手法」を中心に議論を進める。そこでは、国際取引などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	手形・小切手法総論	17	白地手形
2	手形・小切手の意義・法的構造	18	手形の変造
3	手形・小切手の経済的機能	19	裏書（1）約束手形の譲渡
4	手形・小切手と銀行取引	20	裏書（2）譲渡裏書の効力
5	有価証券	21	善意の手形取得者の保護（1）物的抗弁等
6	手形行為の意義と特性	22	善意の手形取得者の保護（2）善意取得
7	手形行為の成立要件	23	特殊の裏書
8	手形行為の有効要件	24	手形の支払
9	他人による手形行為	25	遡求
10	無権代理	26	手形保証・隠れた保証のための裏書
11	偽造	27	時効・利得償還請求権・除権決定・手形訴訟
12	表見代理	28	為替手形
13	約束手形総論	29	小切手
14	振出（1）振出の意義および効力	30	総括
15	振出（2）手形要件	31	期末試験
16	振出（3）記載事項		

【履修上の注意事項】

基本的に、通常の授業形態で行い、可能であれば、講義の理解を深めるために、グループ討論会や双方向的な授業形態も取り入れる。

【評価方法】

期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。

【テキスト】

- 早川徹『基本講義 手形・小切手法』（新世社、2007年）
- 最新版の六法

【参考文献】

- 落合誠一＝神田秀樹編『手形小切手判例百選〔第6版〕（別冊ジュリスト（No.173））』（有斐閣、2004年）
- その他には、必要に応じて、適宜資料を配布する。

倒産法

担当教員 上江洲 純子

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

社会情勢や経営環境の変化で、企業の舵取りが難しくなると、その影響は個々人の生活にも大きく影響します。その先には企業や個人の破たん、すなわち「倒産」が訪れるかもしれません。しかし、一口に倒産といっても、現在では様々な手続があります。この講義では、倒産手続としてはどのようなメニューが用意されているか取り上げた後に、裁判所で行う倒産手続の基本ともいえる「破産手続」を中心に手続の流れを押さえ、必要に応じて、企業を再建させるための「民事再生手続」や「会社更生手続」、個人のための倒産手続についても解説します。対立する権利や利害をどのように調整し、最終的にはどう配当していくのか把握できるようにします。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（倒産法入門）	17	未履行双務契約③
2	各倒産手続の概要	18	未履行双務契約④
3	諸外国の制度と私的整理	19	取戻権
4	倒産ADR	20	別除権①
5	破産手続の開始①	21	別除権②
6	破産手続の開始②	22	相殺権①
7	破産手続開始決定・保全処分	23	相殺権②
8	破産管財人①	24	否認権①
9	破産管財人②	25	否認権②
10	債権者集会・債権者委員会	26	破産債権の届出・調査・確定
11	破産財団	27	配当手続・破産手続の終結
12	破産債権	28	消費者倒産
13	財団債権	29	民事再生・会社更生①
14	未履行双務契約①	30	民事再生・会社更生②
15	未履行双務契約②	31	期末試験
16	中間試験		

【履修上の注意事項】

- ・ 最新の六法を必ず持参してください。
- ・ 民事訴訟法を受講予定又は受講済みであることが望ましいです。
- ・ 物権法・担保物権法・債権法（債権総論・債権各論）・会社法に関心があり、できれば受講済みであることが望ましいです。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績（合計100点）で評価します。
再試験の実施や追加レポートによる救済措置は行いません。

【テキスト】

山本和彦著『倒産処理法入門（第4版）』（有斐閣）

【参考文献】

瀬戸英雄・山本和彦編『倒産判例インデックス（第3版）』（商事法務）

都市政策論

担当教員 照屋 寛之

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

わが国は「経済大国」になったが、国民はそれに相応しい快適な環境と住宅で生活するという「生活大国」にはほど遠い。住宅や公園、公共交通の整備など生活の質といった面から見ると、わが国が他の先進国に立ち後れているのは、都市化とともに発生した都市問題に早い段階から真剣に取り組まなかったからである。都市化したわが国のこれからの都市政策は、いかにあるべきかを他の先進的な都市政策を参考にしながら受講している学生と一緒に考えて見たい。

【授業の展開計画】

週	授業の内容	週	授業の内容
1	今なぜ都市政策を学ぶか	17	中心市街地衰退の要因
2	都市の矛盾と都市政策	18	中心市街地活性化の方策
3	都市化の諸要因	19	諸外国の中心市街地活性化策（ビデオ使用）
4	日本の都市政策の矛盾①	20	都市政策と交通政策
5	日本の都市政策の矛盾②	21	路面電車による市街地の活性化①
6	都市政策と土地利用	22	路面電車による市街地の活性化②
7	わが国の都市政策と住宅政策	23	諸外国の都市交通（ビデオ使用）
8	わが国の都市政策と諸外国の都市seisaku	24	路面電車導入による沖縄の都市の展望
9	アメリカの都市成長管理政策	25	都市化とゴミ問題の深刻化
10	サンフランシスコ、ボストンの都市政策	26	都市廃棄物のドイツと日本の現状
11	諸外国の都市政策から日本が何を学ぶか	27	循環型社会のリサイクルの現状
12	都市政策と都市景観（ビデオ使用）	28	リサイクル社会は幻想か
13	わが国の都市政策の現状	29	本学のエコアクション21現状と課題
14	都市景観から何を学ぶか（ビデオ使用）	30	まとめ
15	中間テスト	31	学年末テスト
16	中心市街地衰退の現状（ビデオ使用）		

【履修上の注意事項】

「学生だから勉強するのではなく、勉強するから学生である」という自覚を持って受講してもらいたい。単位のためではなく、勉強したい学生を歓迎します。

【評価方法】

テスト、感想文、出席を総合的に判断して評価します。

【テキスト】

テキスト：教科書は指定しない。必要に応じてプリントを配布します。

参考文献：矢作 弘『日本の都市は救えるか』閣文社
田村 明『まちづくりと景観』岩波新書

【参考文献】

日本外交史

担当教員 野添 文彬

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

今日、沖縄基地問題や隣国との領土問題、歴史認識問題、新興国の台頭など、日本外交は多くの課題を抱えています。本講義では、現在及び今後の国際社会における日本の立ち位置を考える視座を養うため、明治維新以降の日本外交の歴史的展開を概観することを目的とします。特に日米関係に注目し、前半部分では、近代化した日本が、なぜ、どのようにアメリカと対立を深め、戦争へと向かっていったのかについて、後半部分では、戦後、復興・発展を遂げる日本が、いかにしてアメリカとの同盟関係を発展させていったのかについて考えます。その際、沖縄が、日本外交や国際情勢からどのような影響を受けてきたのかについても目配りします。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	イントロダクション	17	安保改定
2	幕末から明治維新へ	18	「日米イコール・パートナーシップ」
3	日清戦争	19	日韓国交正常化と請求権問題
4	日露戦争と韓国併合	20	沖縄返還
5	条約改正	21	沖縄返還をめぐる諸問題
6	第一次世界大戦とワシントン体制	22	日中国交正常化
7	満州事変から日中戦争へ	23	国際経済秩序の動揺と日本外交
8	日米戦争への道	24	日米同盟の制度化
9	アジア太平洋戦争の展開	25	福田ドクトリンと日中国交平和友好条約
10	日本の敗戦	26	新冷戦の中の日本外交
11	占領と改革	27	冷戦終結・湾岸戦争と日本外交
12	冷戦の開始と再軍備	28	日米安保再定義と沖縄基地問題
13	サンフランシスコ講和条約と日米安保条約	29	2000年代の日本外交
14	「1955年体制」の成立と日米関係	30	2010年代の日本外交と総括
15	日ソ国交正常化と「北方領土問題」	31	
16	中間テスト		

【履修上の注意事項】

講義中の私語を厳しく禁じる。

【評価方法】

中間テスト (30%)、期末テスト (50パーセント)、出席状況 (20%) を中心に、レポートの提出や発言を加味して評価する。

【テキスト】

特になし

【参考文献】

五百旗頭真編『戦後日本外交史 第三版』有斐閣、2010
 五百旗真編『日米関係史』有斐閣、2008年
 北岡伸一『日本政治史』有斐閣、2011年

日本政治史

担当教員 野添 文彬

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義の狙いは、現在の日本の政治を深く理解する視座を養うため、明治維新から2000年代までの日本政治の歴史的展開を学ぶことです。前半部分では、西洋の衝撃を受けた日本が、いかに近代国家を建設し、政党政治を発展させつつも、なぜ挫折したのかを検討し、後半では、第二次世界大戦後の日本政治の展開を概観し、今日の日本政治が抱える問題についても考えたいと思います。その際、国際情勢や沖縄の政治情勢にも目配りします。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	イントロダクション	17	占領改革
2	幕藩体制の動揺	18	逆コース
3	明治維新	19	1955年体制の成立
4	近代国家建設	20	1960年安保闘争と日本政治
5	士族の反乱と自由民権運動	21	高度成長期の日本政治
6	大日本帝国憲法の制定	22	1970年代の日本政治
7	議会政治の定着	23	1980年代の日本政治
8	日露戦争後の藩閥と政党	24	冷戦終焉期の日本政治
9	大正時代の藩閥と政党	25	1955年体制の崩壊
10	原敬内閣の成立	26	橋本政権と行政改革
11	戦前の政党内閣制	27	小泉改革の時代
12	満州事変と軍部の台頭	28	民主党政権の時代
13	日中戦争と国内政治	29	第二次安倍内閣と今後の展望
14	日米戦争と国内政治	30	まとめ
15	中間テスト	31	期末テスト
16	敗戦		

【履修上の注意事項】

私語を厳しく禁じます。

【評価方法】

中間テスト（40%）、期末テスト（40%）、出席点（20%）を基本に評価します。

【テキスト】

特になし

【参考文献】

北岡伸一『日本政治史』有斐閣、2011年。

物権法

担当教員 田中 稔

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

私たちの法的秩序は、人が物を支配する物権により基本的に形づけられています。従って、物権により物をどのように人が支配しているかを知ることは法律を学ぶ上で重要です。

そこで、「物権法」では、民法物権編のうち担保物権を除く175条以下の規定を中心に学びます。

【授業の展開計画】

まず、民法が定める10種類の物権のうち、担保物権を除く、所有権・用益物権（地上権・地役権・永小作権・入会権）・占有権の意義と内容を学びます。特に所有権については、相隣関係、所有権の原始取得、共有、物権的請求権について学びます。

いわゆる分譲マンションのような区分所有の建物には一棟の建物の一部分を客体とするという特殊な所有権が認められています。そのため、複雑な問題が生ずるために、区分所有法という特別法が設けられていますので、次にこれを学びます。

そして、物権法の中心となるのが物権変動論です。典型的には所有権の移転が問題とされます。所有権は何を要件としていつ移転するのか、また、所有者が所有物を二重に譲渡する場合に問題になるように、所有権の取得を第三者に対抗するための対抗要件が必要かどうかという問題をめぐって、極めて複雑で詳細な議論が行われています。物権法の講義の半分は物権変動論にあてられます。

【履修上の注意事項】

六法を持参してください。

【評価方法】

試験（中間・期末）を実施する。

【テキスト】

平野裕之『コアテキスト 物権法』（新世社）

【参考文献】

適宜紹介します。

法学概論

担当教員 吉崎 敦憲

対象学年 1年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

この講義は、法学をはじめて学ぶ学生を対象としている。そのため講義では法律学全体を展望し、我々が日常生活を送る現代社会が法とどのような関係を有しているのかを鳥瞰しながら、現代社会における法の果たすべき役割の重要性を確認する。抽象的な概念論にとどまらず、具体的な事例、今日的な課題を取り上げながら、さまざまな分野における法の在り方を検討し、法律実務も体感しながら法的論理的思考力を中心とする法的素養を身につけることを目的とする。なお、この科目は、あくまでも各法分野の入り口を紹介するに留まるものでしかなく、受講生諸君が、2年次以降、個別の法分野に興味を持って自ら進んで学修することを期待するものである。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス、法とは何か(1)	17	社会保障と法
2	法とは何か(2)	18	租税関係と法
3	法の体系	19	違法行為と法
4	法と裁判(1)	20	地方自治と法
5	法と裁判(2)、法の解釈	21	国際関係と法①（国際社会と法）
6	法の発展	22	国際関係と法②（国際平和と法）
7	国家と法	23	国際関係と法③（国際化と法）
8	日本国憲法①（統治原理）	24	地球環境と法
9	日本国憲法②（基本的人権(1)）	25	知的財産と法
10	日本国憲法③（基本的人権(2)）	26	ジェンダーと法
11	家族関係と法	27	少年と法
12	財産関係と法①（私有財産と法）	28	生命倫理と法①（総論）
13	財産関係と法②（企業と法）	29	生命倫理と法③（各論）
14	財産関係と法③（消費者と法）	30	総括
15	小括（中間試験）	31	期末試験
16	労働関係と法		

【履修上の注意事項】

- ① 各回の講義資料は、事前に総合ポータルに掲示するので、各自プリントアウトして講義の際に持参すること。講義資料内の空欄を各自予習することが望ましい。
- ② 講義には六法を持参すること（第1回ガイダンスの際に、六法について紹介する。）。

【評価方法】

中間試験50点、期末試験50点の合計100点満点で評価する。試験は、いずれも穴埋め式で、配布した講義資の内容から出題する。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

- ①武藤眞朗ほか「法を学ぶパートナー<第2版>」（成文堂）。これから法律（法学）を学ぶにあたり、一読することをお勧めする。
- ②伊藤正巳ほか「現代法学入門<第4版>」（有斐閣）。講義で配布する資料をより深く理解するために極めて有用である。その他は、講義の進行に応じて、随時紹介する。

法学概論

担当教員 末崎 衛

対象学年 1年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

この講義は、①皆さんがこれから4年間「法」を学んでいく上で必要となる知識や考え方を習得してもらうこと、②「法」にも様々な目的を持つものがあり、それぞれの目的に応じて原則なども異なること、そして、③後期に受講することになる民法総則の勉強の準備として、民法（私法）の世界の基本的な知識や考え方（さらにはその例外・変化も）を理解してもらうことの3点を、目標とします。「法」を学ぶときは「なぜこういう法があるんだろう？」と考えるのがコツです。一緒に「法」の勉強のスタートを切りましょう！

【授業の展開計画】

前半は、①実際に社会で生じている問題を題材に法（特に憲法）と社会の関わりについて述べつつ、法の学び方や基本的な知識・考え方について講義し、次に②交通事故を題材にして、刑法、民法（不法行為）、行政法の3つの分野についての基本的な内容を講義します。後半は、③民法のうち特に契約に関する基本的な知識や考え方を中心に講義し、これを踏まえて④民法が基本とする私的自治の原則が特別法の分野（消費者法、労働法など）でどのように変えられているか、その概略について講義します。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	前半の範囲についての復習など
2	法と社会の関わり①	18	民法①民法の構成・債権と物権
3	法と社会の関わり②	19	民法②私的自治の原則・契約
4	法と社会の関わり③	20	民法③契約の拘束力
5	法と社会の関わり④	21	民法④契約の種類・形式
6	法と社会の関わり⑤	22	民法⑤未成年者がした契約
7	法と社会の関わり⑥	23	民法⑥借家を無断で又貸しすると？
8	法の学び方・法の基本的な考え方	24	小まとめ
9	法とは何か・法源	25	労働法①アルバイトでも「労働者」
10	法令の読み方	26	労働者②労働契約に関する定め
11	法の解釈	27	消費者法①クーリングオフ
12	交通事故と法①（刑法）	28	消費者法②消費者契約法
13	交通事故と法②（民法）	29	契約関連まとめ
14	交通事故と法③（行政法）	30	全体まとめ・補足
15	小まとめ	31	期末試験
16	中間試験		

【履修上の注意事項】

①法は私達の社会と深く関わっています。新聞やニュースを通じて社会での出来事に関心をもつよう意識してください。②毎回の講義の前に、テキストなどの指示された範囲を読んで来ること。講義はテキストなどを読んできていることを前提に進めます。③ポケット六法などの学習用六法を毎回必ず持参すること（自分で勉強する時にも引くこと）。④講義中の私語など講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑤その他、初回の講義で注意事項をお話ししますので、初回の講義には必ず出席すること。

【評価方法】

中間・期末試験（合計80%）と平常点（20%）の合計で評価する予定です。中間・期末試験は、「授業のねらい」に記載した内容についての理解度を問います（ただし、中間試験については、講義の状況を踏まえてレポートに変更するかもしれません）。平常点は、講義での質問に対する解答や講義中の小テスト（または宿題としての課題）を基本に、講義への参加状況も加味して評価します。なお、小テストなどでは、言葉の意味や制度の趣旨などの基本的な知識の確認を主に行う予定です。

【テキスト】

武藤眞朗・太矢一彦・多田英明・宮木康弘『法を学ぶパートナー（第2版）』（成文堂）
その他、末崎作成のテキスト（講義案）やレジユメを使用します。

【参考文献】

倉沢康一郎『ブレップ法と法学』（弘文堂） 道垣内弘人『ブレップ法学を学ぶ前に』（弘文堂）
戸松秀典『ブレップ憲法（第3版）』（弘文堂）
その他、講義の中で必要に応じて紹介します。

法史学

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

ヨーロッパ近代法の形成過程を一緒に考えていく。と同時に、わが国の近代諸法典はドイツやフランスなど西欧法の影響を受けてつくられたといわれているが、どのような影響を受けたのか。この点も探っていきたい。また、講義の前半で採り上げる「近代日本法の歴史」において、沖縄の輩出した歴史家、法学者たちの活動、業績にも時折触れ、彼らの足跡が「近代日本法の歴史」にどう係わりをもったか、一緒に考えていきたい。

【授業の展開計画】

前半は、近代日本法の歴史にあてる。自由民権運動や帝国憲法の制定、またわが国の民法典編纂事業、民法典論争を一緒に考えていく。そのさい、穂積陳重のわが国の近代法形成に果たした役割に時間をさいて触れる。同時にまた、佐喜眞興英の「女人政治考」、沖縄における近代法形成のテンポのズレについても一緒に考えていきたい。後半は、わが国におけるヨーロッパ法史研究の歴史について紹介し、続いて、古典古代社会の法と国制、古ゲルマン社会の法と国制、中世初期の法観念、「古き良き法」理論、ドイツにおける学識法曹階層の社会的進出、法律家身分の成立、自然法論の時代から自然法的法典編纂の時代へ、早期の法典編纂、サヴィニー対ティボ一の法典論争、ドイツ歴史法学派の誕生、ヤーコブ・グリムの法学観、等に関してすすめていく。

【履修上の注意事項】

歴史や思想史に興味をもつ学生の受講を歓迎する。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト・レポート、中間・期末試験などを総合して評価の基準にする。

【テキスト】

特に指定はない。適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

講義時間内に、適宜、プリントなどで紹介する。

法思想史

担当教員 徳永 賢治

対象学年 1年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

過去(親)がなければ現在(子)はない以上、現代法を理解するには、それを生み育て、また遺伝的に継受したりしなかったりした以前の時代・他地域の母法等を理解することが有益である。

本講義では、実定法上の若干の基礎的法概念(例えば、権利、人権、主権、所有、犯罪、刑罰、裁判などが、どのような歴史を経て、現行日本法に規定されるに至ったのか(その歴史的背景)を、また日本法(および一部の東アジア法)にはどのような特色があるのかを、比較法思想史的視点から論じる。

【授業の展開計画】

現行の日本法には直接のまた間接の親があるが、母法と子法との間で、同じないし類似する言葉(law, droit, Recht, lex, ius, ηομοζ, shari'a, dharma, 法など)が使われていても、時代や場所や社会が違えば、その「言葉の意義(起源、用法、目的)は異なることが多いし、逆に、違う言葉が使われていても類似する機能を果たす制度が存在することもある。「現在の法を知るために過去の法を知る」ことは大切である。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	法思想史の現代的課題	17	古代ギリシャの法思想
2	日本法思想Ⅰ	18	ストア派の法思想
3	日本法思想Ⅱ	19	ローマの法思想Ⅰ
4	日本法思想Ⅲ	20	ローマの法思想Ⅱ
5	韓半島の法思想Ⅰ	21	ローマの法思想Ⅲ
6	韓半島の法思想Ⅱ	22	アウグスティヌスの法思想
7	沖縄法思想	23	T. アキナスの法思想
8	ユダヤ法思想Ⅰ	24	教会法と中世教会裁判所
9	ユダヤ法思想Ⅱ	25	中世自然法思想の近代的批判
10	イスラム法思想Ⅰ	26	M. ルターの法思想
11	イスラム法思想Ⅱ	27	H. グロティウスの法思想
12	ヒンドゥー法思想Ⅰ	28	T. ホッブスの法思想
13	ヒンドゥー法思想Ⅱ	29	近代啓蒙期の自然法思想
14	中国法思想Ⅰ	30	法実証主義の法思想
15	中国法思想Ⅱ	31	20世紀の法思想
16	中間試験(またはレポート)		

【履修上の注意事項】

講義は、PPTや資料を用いて行う。現在の我々からみて重要と思われる部分だけでなく、当時の人々の思想にも力点を置きたい。講義初日に受講希望者に対して履修上の注意事項を書いた用紙を配布する。登録調整期間中の講義時に、各自サインしたこの用紙を提出した学生だけが履修可能となる。

講義は、勉強する場合の一つの刺激にすぎない。受講生は、自発的に、隣接する社会科学の諸文献にも広く目を通して欲しい。

【評価方法】

(1) 期末試験を行う。出題の意図・趣旨とずれている答案、板書内容を簡条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。

(2) ときどき出席をとるものの、レポートや期末試験の結果、そして普段の出席状況をみて総合的に成績を評価する。

【テキスト】

特に指定する教科書はない。

【参考文献】

(1) 千葉正士『世界の法思想入門』講談社学術文庫、(2) 三島淑臣『法思想史』青林書院、(3) 矢崎光圀『法思想史』日本評論社、(4) 碧海純一・伊藤正巳・村上純一編『法学史』東京大学出版会、(5) 北川善太郎『日本法学の歴史と理論』日本評論社、(6) 笹倉秀夫『法思想史上・下』東京大学出版会

法政特論 I

担当教員 一運天 寛樹

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、司法試験、司法書士試験、行政書士試験、宅地建物取引主任者試験等の法律系資格試験、公務員試験で共通の出題科目である民法を中心に講義していく。民法は、これらの試験において重要な科目であることから、これらの試験を意識し、事例を用いながら分かりやすく講義していく予定である。これらの試験を受験予定でなくとも、民法は、生活するうえで基本かつ重要な法律であることから、興味がある学生には是非受講していただきたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション
2	民法総則（1）－制限行為能力
3	民法総則（2）－意思能力
4	物権法（1）－所有権、対抗問題
5	物権法（2）－担保物権
6	債権総論（1）－債務不履行
7	債権総論（2）－多数当事者の債権債務関係
8	債権総論（3）－債権譲渡、債権の消滅
9	債権各論（1）－契約（贈与、売買）
10	債権各論（2）－契約（貸借型の契約）
11	債権各論（3）－不当利得、不法行為
12	家族法（1）－婚姻、親子
13	家族法（2）－相続
14	家族法（3）－遺言
15	まとめ
16	

【履修上の注意事項】

六法を必ず携帯すること（スマホの電子六法は認めない）

【評価方法】

期末に試験を1回行う。

出席状況、試験の成績、受講態度等を総合的に評価する。但し、土曜日の開講科目ということもあり、出席状況の悪化が懸念されることから、出席状況を重視することとする。

なお、授業の進行状況によって、適宜、小テストを行うこともあるが、それは理解度を把握するために行うものであるため、評価の対象とはしない（成績次第では加点評価をすることはある）。

【テキスト】

初回の講義時に指定する。

【参考文献】

内田貴「民法Ⅰ～Ⅳ」（東京大学出版会）

法政特論Ⅱ

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義は「ビジネス実務法務検定」の対策講座である。「ビジネス実務法務検定」は、官公庁や企業などの法務部門に限らず、営業・販売・総務・人事などあらゆる職種で必要とされる法律知識が習得できる。また、官公庁や企業などの入社・配属時などの参考資料として、様々な場面で利用されている。

本講義では、主に、3級の範囲を中心として、さらには、2級の範囲までを想定して、民法・会社法・労働法などの講義を行う予定である。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	ビジネス法務の実務①
3	ビジネス法務の実務②
4	会社取引の法務①（民法・商法など）
5	会社取引の法務②（民法・商法など）
6	会社財産の管理と法律①（民法・知的財産法など）
7	会社財産の管理と法律②（民法・知的財産法など）
8	債権の管理と回収①（民法・破産法など）
9	債権の管理と回収②（民法・破産法など）
10	取引を行う主体①（会社法）
11	取引を行う主体②（会社法）
12	企業活動に関する法規制（金融商品取引法・消費者契約法など）
13	会社と従業員の関係（労働法）
14	ビジネスに関連する家族法（家族法）
15	紛争の解決方法（民事訴訟法）
16	国際法務（国際取引法）

【履修上の注意事項】

最新の六法を持参すること。

本講義は、例年6月と12月に行われるビジネス実務法務検定試験の受験希望者を対象とするが、受験の意思を固めていなくても、同試験に興味がある者の受講を歓迎する。

本講義の内容は、幅広い範囲を扱うため、体系的な講義については、それぞれの専門科目を受講すること。

【評価方法】

期末試験などは行わず、出席のみで評価する。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

東京商工会議所編『ビジネス実務法務検定試験3級公式問題集』『ビジネス実務法務検定試験2級公式問題集』（中央経済社・最新版）

法政特論Ⅲ

担当教員 西山 千絵

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義は、女性と法をテーマにしています。具体的には、婚姻、出産・中絶、労働、育児、離婚、介護、老後、死といった女性の人生のさまざまな段階において生じる法的な問題（裁判例を含む）を扱います。法というルールが活きるには、現代の社会生活をある程度反映している必要があります。女性特有のライフイベントに焦点を当てつつ、法によって規制されたり保護されている基本的事柄について理解を深め、それぞれの将来設計とも照らし合わせながら法制度の問題点を発見できるよう、目指したいです。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（女性のライフステージと法）
2	婚姻と家族
3	事実婚・同性婚
4	法律婚が選ばれる理由？
5	婚姻とトラブル
6	離婚
7	婚姻継続中の財産と婚姻解消後の財産
8	親権
9	産む自由・産まない自由
10	出産と育児
11	シングルマザーの生活
12	再婚と養子縁組
13	介護
14	家族との別れ
15	老後
16	

【履修上の注意事項】

女性を主語としていますが、授業内容は家族法に近い構成となっています。2年生でまだ家族法を履修していない学生もいることを前提に講義を進めるため、既に単位をとった学生にとっては重複した内容が展開されるため、入門的であることをよく考えて登録してください。

*この授業は女子学生のみを開講対象とするものではありません。

【評価方法】

レポート課題への評価に基づいて決定します。

【テキスト】

大村敦『新基本民法 家族編』（有斐閣、2014年）

【参考文献】

金井正元『女性のための法律』（日本評論社、2010年）

法政特論Ⅳ

担当教員 田中 稔

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

損害賠償（債務不履行・不法行為）について学びます。

損害賠償は法的紛争の解決に重要な役割を果たしています。交通事故などにより人が死傷した場合のように一次的に損害賠償が問題となる場合だけでなく、例えば、物の帰属をめぐる争いに敗れた者が救済を求める二次的な損害賠償が問題となる場合もあります。

講義では、被害者が請求できる損害賠償額はどのように算定されるのかという点を中心に、損害賠償法における重要な問題をいくつか取りあげます。

【授業の展開計画】

以下のような内容についてお話しします。

損害賠償が問題となる様々な場面

債務不履行責任・不法行為責任の要件と効果

契約責任の拡大化をふりかえる

損害とは何かー差額説

損害とは何かー損害事実説

逸失利益の算定をめぐる諸問題

損害賠償の範囲を画定する

金銭債務としての損害賠償債務の特徴

損害賠償債務の一部の提供・供託の効果

重複填補の調整

損害賠償額の算定期限

【履修上の注意事項】

六法を持参してください。

【評価方法】

レポートによります。講義の際に提出して頂くリアクション・ペーパーの内容を考慮します。

【テキスト】

レジュメを配布します。

【参考文献】

担当教員の論文など、適宜紹介します。

法政特論 V

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。こうした法規範の相対性といったことは、ことさらとりたてて問題にせずとも常識に属することかもしれない。が、我々は無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・感情に無理解のまま、判断することがありはしないか。この特論 V では、素材をヨーロッパの代表的な法学者の見解や、また文学書・評論文に求めて、比較的自由に法学の領域を横断・越境していく内容にしたい。

【授業の展開計画】

特論 V では、ルターやミルトンの婚姻観、また、カントやヘーゲルの歴史哲学や家族観などを比較検討していきたい。さらに、メインの『古代法』やバウハーフの『母権論』などを通して、ヨーロッパの法文化を紹介したい。

【履修上の注意事項】

本学には、法学が好きで入学したが、入学後「法学嫌い」になった学生もいるだろう。また、もともと「法学嫌い」であったが、諸般の事情でやむなく「法学部」に入学した学生もいるだろう。古今東西を問わず、おそらく大半の法学生が同じ悩みを抱えていたはずで（『ファウスト』の有名な場面を想起してほしい）、それは君ひとりが抱えている悩みではない。グリム兄弟の兄ヤーコプは「厳密でない学としての法学」という。我々は「法」にどう向き合えばよいのか。それを自問しつつ講義に臨んでほしい。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする。

【テキスト】

特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。

【参考文献】

講義の際、指示する。

法政特論Ⅵ

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。こうした法意識の相対性といったことは、ことさらとりたてて問題にせずとも常識に属することかもしれない。が、我々無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・感情に無理解のまま、判断することがありはしないか。この特論Ⅵでは、素材を明治以降の代表的な法学者の見解や、また文学書・評論文に求め、比較的自由に法学の領域を横断・越境していく内容にしたい。

【授業の展開計画】

特論Ⅵでは、先ず、穂積陳重の『法律進化論』や恒藤恭の「法文化論」をとりあげ、我が国の法文化研究の前史を紹介していく。次に、戦後の川島武宜の「法意識論」や野田良之の「日本人の性格」「法文化の東西論」などを一緒に考えていく。その際、石川啄木や、その時代の代表的な評論文なども議論の素材にできれば、と思っている。肩の凝らない法学論を試みていきたい。

【履修上の注意事項】

本学には、法学が好きで入学したが、入学後「法学嫌い」になった学生もいるだろう。また、もともと「法学嫌い」であったが、諸般の事情でやむなく「法学部」に入学した学生もいるだろう。古今東西を問わず、おそらく多くの法学生が、同じ悩みを抱えていたはずで、それは君ひとりが抱えている悩みではない。我々は「法」にどう向き合えばよいのか。それを自問しつつ講義に臨んでほしい。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする

【テキスト】

特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。

【参考文献】

講義の際、適宜指示する。

法哲学

担当教員 徳永 賢治

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義は、西欧近代法(学)が生み出した法と道徳、法と強制、法への服従義務、法の実効性・妥当性などの諸問題につき、具体的な事例を領域横断的に取り上げ、それに含まれる法哲学上の諸問題を理論的に論じる。受講生には、実定法の法学原論としての法哲学の学11を通して、これまで学んで来た実定法(学)を考え直してもらいたい。

【授業の展開計画】

異なる社会、民族、国家を貫いて進行する経済・金融のグローバル化が直接または間接に引き起こす種々の問題(例えば、先住・少数民族、宗教、環境保護、人権、男女の性被害)、電子商取引、国際犯罪、情報通信、知的財産権、テロ等をめぐる紛争)が、世界のあちこちで生じている。現代社会における法の支配や法の役割を考えながら、「法とは何か」を探る。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	法哲学の現代的課題	17	T. ホブスとJ. ロックの法哲学
2	法哲学の学問的位置づけ	18	J. ベンサムの法哲学I
3	悪意の密告者	19	J. ベンサムの法哲学II
4	法と道徳	20	J. オースティンの法哲学
5	信仰と生命	21	H. L. A. ハートの法哲学I
6	逆差別	22	H. L. A. ハートの法哲学II
7	人権の普遍性	23	
8	法と貨幣	24	
9	法と慣習	25	
10	法と言語・論理	26	
11	法と時間・空間	27	
12	法と所有	28	
13	法と主権	29	
14	自然法論I	30	
15	自然法論II	31	
16	自然法論III		

【履修上の注意事項】

- (1) 人間にとって法はどのような意義をもつのかという問題意識をもって講義を受講することが望まれる。
- (2) 講義は、法哲学を勉強する場合のあくまでも一つの刺激にすぎない。講義中紹介する文献以外に、受講生は、自主的に人文・社会科学の諸文献に目を通して欲しい。
- (3) 法哲学の勉強は、努力と忍耐を必要とするが、どん学問にも古来王道はない。自分の言葉で自分の頭を使って、法を哲学しよう。

【評価方法】

- (1) 期末試験を行う。
- (2) 出題の意図・趣旨とずれている符案、板書内容を箇条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。
- (3) ときどき一定の仕方出席をとる。
- (4) レポートや試験の結果と出席状況をみて総合的に成績を評価する。

【テキスト】

なし。こちらで準備した資料を適宜配布する。

【参考文献】

授業中、適宜、紹介する。

法務研究 I

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義は「法学検定試験」の対策講座である。「法学検定試験」は、法学に関する学力水準を客観的に評価するわが国唯一の全国規模の検定試験であり、企業の入社・配属時などの参考資料として、様々な場面で利用されている。

本講義では、ベーシック〈基礎〉コース・スタンダード〈中級〉コースの受験を想定して、法学・民法・憲法の試験対策を行うが、刑法に関する問題は取り扱わない予定である。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	法学検定試験について
3	法学入門①（法体系の基礎）
4	法学入門②（条文・判例の読み方の基礎）
5	法学入門③（法解釈の基礎）
6	法学入門④（法制度論の基礎）
7	民法①（総則）
8	民法②（物権）
9	民法③（債権総論）
10	民法④（債権各論）
11	民法⑤（親族・相続）
12	憲法①（人権総論）
13	憲法②（人権各論①）
14	憲法③（人権各論②）
15	憲法④（統治機構）
16	まとめ

【履修上の注意事項】

最新の六法を持参すること。

本講義は、例年11月に行われる法学検定試験の受験希望者を対象とするが、受験の意思を固めていなくても、同試験に興味がある者の受講を歓迎する。

また、本講義の内容は、過去問の解説が中心であるため、体系的な講義については、それぞれの専門科目を受講すること。

【評価方法】

期末試験などを行わず、出席のみで評価する。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

法学検定試験委員会編『法学検定試験問題集ベーシック〈基礎〉コース』『法学検定試験問題集スタンダード〈中級〉コース』（商事法務・最新版）

法務研究Ⅱ

担当教員 田中 稔

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

不動産をめぐる権利変動を公示する手段である不動産登記制度について、その概略を学びます。民法で学んだ不動産をめぐる紛争に手続である不動産登記が深く関連していることを学びます。今年度の法務研究Ⅱでは不動産登記制度の基礎となる部分を取り上げます。具体的には、不動産の登記記録や各種の図面の読み方を中心に学ぶ。来年度前期開講予定の法務研究Ⅲでは同制度についての発展的な問題（主として、登記の申請の仕組み）を取り上げます。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション
2	不動産登記制度の目的
3	管轄登記所・登記官・登記簿
4	図面（1）
5	図面（2）
6	登記記録を読む（1）
7	登記記録を読む（2）
8	登記記録を読む（3）
9	登記記録を読む（4）
10	登記記録を読む（5）
11	登記記録を読む（6）
12	登記記録を読む（7）
13	登記記録を読む（8）
14	登記記録を読む（9）
15	登記記録を読む（10）
16	期末試験

【履修上の注意事項】

物権法を履修済みであることがのぞましい。

不動産登記法・不動産登記令・不動産登記規則・不動産登記事務取扱手続準則の掲載された六法を持参することが望ましい。

学内ポータルサイトを利用した情報提供を行う予定です。

【評価方法】

期末試験を行います。中間試験を行う場合もあります。

【テキスト】

田中稔『不動産登記法の解説』（ネットスクール）

【参考文献】

適宜紹介します。

法務研究Ⅲ

担当教員 田中 稔

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

不動産をめぐる国民の権利の保全に努める不動産登記制度について学びます。不動産登記は権利関係の当事者の申請によって行われます。不動産についての目に見えない権利関係を正しく登記記録により公示するために、虚偽の申請によって登記が行われることのないようにする必要があります。そのために、不動産登記制度がどのような仕組みになっているか、所有権移転登記などの具体的な登記の手続についてさらに詳しく学びます。受講者が簡単な登記の申請書を作成することができることを目標とします。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション
2	不動産登記制度の基本的な仕組みの確認（1）
3	不動産登記制度の基本的な仕組みの確認（2）
4	申請情報の記録事項（総論）
5	添付情報（総論）
6	所有権保存登記の申請
7	所有権移転登記の申請 売買
8	所有権移転登記の申請 相続
9	所有権移転登記の申請 その他の原因
10	抵当権設定登記の申請
11	抵当権に関する種々の登記の申請
12	仮登記の申請
13	司法書士試験の書式過去問（1）
14	司法書士試験の書式過去問（2）
15	建物表題登記の申請
16	期末試験

【履修上の注意事項】

物権法を履修済みであることがのぞましい。
不動産登記法・不動産登記令・不動産登記規則の条文を持参することが望ましい。

【評価方法】

期末試験を実施します。場合によっては中間試験を実施します。

【テキスト】

田中稔『不動産登記法の解説』（ネットスクール）

【参考文献】

適宜紹介します。

法務研究Ⅳ

担当教員 田中 稔

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

宅地建物取引士試験（今年10月実施予定）対策を行います。具体的には、同試験の出題内容のうち、権利関係・宅建業法についての出題から重要な論点を取り上げていきます。

【授業の展開計画】

本試験の出題は、権利関係（民法を中心に借地借家法・区分所有法・不動産登記法）、宅建業法、法令上の制限、税法その他、の4分野から行われています。このうち、本試験合格のために重要な分野を、過去問を題材にし

ながら、講義をすすめます。
内容として、合格者が例年高得点をする宅建業法を中心に、権利関係も取りあげたいと思います。

【履修上の注意事項】

今年度本試験を受験予定であることがのぞましい。

【評価方法】

期末試験を実施する。本試験の過去問から小テストを毎回実施する。

【テキスト】

適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

適宜提供する。

法律実務論

担当教員 中野正剛(1)、伊達竜太郎(1)、学外講師(12)

対象学年 1年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

第一のねらいは、実際の仕事で法律に直接携わっている方々を講師に招き、その講話を通じて仕事の内容に触れ、法律が日本の社会でどのように存在し、また機能しているか、を理解することにある。

第二のねらいは、将来の進路選択の一助として、様々な職業・仕事についての知識を高めることにある。

【授業の展開計画】

県警警察官、裁判所職員、家庭裁判所調査官、検察庁職員、法務教官、法務技官といった専門家(予定)のほか、県内企業・官庁の方が講義する予定である。具体的な講師のリストは、初回講義の際に配布する予定である。

【履修上の注意事項】

毎回出席し、講師の話に対する意見・感想などをレポートにまとめることが求められる。

【評価方法】

試験またはレポートによって判定する。

【テキスト】

適当なものがあれば適宜紹介する。

【参考文献】

適当なものがあれば適宜紹介する。

保険・海商法

担当教員 脇阪 明紀

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

【参考文献】

民事訴訟法

担当教員 上江洲 純子

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

自ら有する権利を巡ってトラブルになったとき、その解決手段として誰もが思い浮かべるのが「裁判」でしょう。最近では、社会生活の複雑化や科学技術の進歩を反映して、そもそも法が想定していなかったような新しいタイプの民事紛争も登場し、裁判手続もまたより複雑化・多様化しています。

そこで本講義では、裁判所に持ち込まれた民事紛争がどのような手続を経て解決されていくのかという裁判手続の流れを中心に、司法制度改革や裁判手続の今後についても理解を深められるようにしたいと考えています。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（民事訴訟法入門）	17	訴え提起の効果
2	ADRと民事訴訟	18	本案・訴訟要件
3	民事訴訟手続の特色・現代的課題	19	訴えの利益①
4	裁判所①	20	訴えの利益②
5	裁判所②	21	当事者主義・職権主義①
6	民事裁判権①	22	当事者主義・職権主義②
7	民事裁判権②	23	口頭弁論の諸原則
8	裁判管轄①	24	証明の概念
9	裁判管轄②	25	証拠調べ手続①
10	裁判官の除斥・忌避・回避	26	証拠調べ手続②
11	当事者①－当事者の確定・当事者能力	27	訴訟の終了
12	当事者②－訴訟能力	28	判決の効力①
13	訴訟代理①－法定代理	29	判決の効力②
14	訴訟代理②－任意代理	30	上訴手続の流れ
15	中間試験	31	期末試験
16	請求の趣旨・原因・訴訟物		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

民法や商法に関心があり、それらの科目や裁判法を受講予定又は受講済みであることが望ましい。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績で評価する。

【テキスト】

安西明子・安達栄司・村上正子・畑宏樹著『民事訴訟法』有斐閣ストゥディア（有斐閣）

【参考文献】

上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『民事訴訟法（第6版補訂）』有斐閣Sシリーズ（有斐閣）

上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『基本判例民事訴訟法（第2版）』（有斐閣）

中島弘雅・岡伸浩編著『民事訴訟法判例インデックス』（商事法務）

民法総則

担当教員 山下 良

対象学年 1年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

この講義では、民法のうち、「第一編 総則」を扱います。民法は、財産を持つ、誰かと取引をする、結婚をする、といった、私たちの私生活についてのルールを定めた法律です。そして、その民法全体に共通する原則として、一番最初に書かれているのが、「総則」です。講義を通じて、民法の原則と全体構造を学習しましょう。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス、民法とはどのような法律か	17	中間試験の復習
2	民法の法源と解釈	18	法律行為① 法律行為の種類と成立要件
3	民法の基本原則と私権行使の原則	19	法律行為② 法律行為の有効要件
4	権利の主体① 自然人の権利能力	20	法律行為③ 意思の不存在
5	権利の主体② 胎児の権利能力	21	法律行為④ 瑕疵ある意思表示
6	権利の主体③ 権利能力の終期	22	無効と取消し
7	権利の主体④ 法人とは何か	23	条件、期限、期間
8	権利の主体⑤ 法人の権利能力	24	代理① 代理とは何か
9	法律行為とは何か、法律行為に必要な能力	25	代理② 本人に効果帰属するための要件
10	意思無能力者と制限行為能力者	26	代理③ 無権代理
11	制限行為能力者① 未成年者、成年被後見人	27	代理④ 表見代理
12	制限行為能力者② 被保佐人、被補助人	28	時効① 時効とは何か、取得時効
13	制限行為能力者③ 相手方の保護	29	時効② 消滅時効、時効の中断・停止、援用
14	権利の客体①	30	期末試験までのまとめ
15	権利の客体②、中間試験までのまとめ	31	期末試験
16	中間試験		

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、中間試験、期末試験によって評価します。

【テキスト】

山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦『民法Ⅰ 総則〔第3版補訂〕』（有斐閣、2007年）

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

労働法 I

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

現代社会では、多くの人々は、労働者として生活の糧を賃金によって得ているが、そのためには、企業との間で労働契約を締結し、その契約に従って労働という債務を履行していかなければならない。この契約は使用者（会社）側が圧倒的に優位な立場に立つため、労働者に対して何らかの保護の必要性が生じることになる。

本講義においては、こうした労働契約の成立・展開・終了において生じるさまざまな問題を扱う。講義の中心となるのは労働基準法であるが、この領域においては男女雇用機会均等法、労働者派遣法、労働審判法などの個別立法も重要な役割を果たしているため、必要に応じてそれらについても言及する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	労働時間・休憩・休日②（時間外労働）
2	総論①（雇用関係法とは何か）	18	労働時間・休憩・休日③（休憩・休日）
3	総論②（雇用関係法の適用対象）	19	労働時間・休憩・休日④（年次有給休暇）
4	労働契約①（労働契約の権利義務）	20	安全衛生・労災補償①（安全衛生）
5	労働契約②（契約期間）	21	安全衛生・労災補償②（労働災害）
6	労働契約③（就業規則）	22	安全衛生・労災補償③（労災補償の認定）
7	労働契約④（就業規則の不利益変更）	23	職場規律と懲戒①（職場規律）
8	労働憲章と均等待遇①（労働憲章）	24	職場規律と懲戒②（懲戒処分）
9	労働憲章と均等待遇②（均等待遇）	25	雇用関係の終了①（退職）
10	採用と人事①（採用内定）	26	雇用関係の終了②（解雇）
11	採用と人事②（昇格・降格）	27	非典型雇用①（有期契約）
12	採用と人事③（配転・出向）	28	非典型雇用②（パートタイム労働）
13	賃金①（賃金支払の原則）	29	非典型雇用③（派遣労働）
14	賃金②（賞与・退職金）	30	雇用関係の紛争解決システム
15	賃金③（休業手当）	31	期末試験
16	労働時間・休憩・休日①（労働時間の原則）		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部、学科、学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、期末試験の結果を基本とし、出席点を加味した上で行う。

必要に応じてレポートを課すことがある。

【テキスト】

指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

- ・ 山川隆一『雇用関係法（第4版）』（新世社・2008年）
- ・ 浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第4版）』（有斐閣・2011年）
- ・ 村中孝史・荒木尚志（編）『労働判例百選（第8版）』（有斐閣・2009年）

労働法Ⅱ

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義は、労働法のうち、集団的労使関係とよばれる領域を扱う。集団的労使関係とは、労働者により結成された団体である労働組合と使用者との関係を指し、日本国憲法は、第28条において労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障している。また、労働組合法は、この憲法28条を具体化した立法として位置づけられている。

本講義は、憲法28条および労働組合法の規定内容を論じることを通じて、労働組合の現代的な意義とその課題を明らかにすることを目的とする。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	労働協約③（労働協約の一般的拘束力）
2	労働基本権①（労働基本権の歴史）	18	労働協約④（労働協約と労働条件変更）
3	労働基本権②（労働基本権の意義）	19	争議行為①（争議行為の概念）
4	労働基本権③（労働基本権保障の内容）	20	争議行為②（争議行為の正当性）
5	労働基本権④（労働基本権の制限）	21	争議行為③（争議行為と賃金）
6	労働組合①（労働組合の機能と形態）	22	争議行為④（争議行為と責任追及）
7	労働組合②（労働組合の内部運営）	23	争議行為⑤（使用者の争議対抗行為）
8	労働組合③（労働組合の組織変動）	24	争議行為⑥（争議調整）
9	労働組合④（組合活動(1)）	25	不当労働行為①（不当労働行為とは）
10	労働組合⑤（組合活動(2)）	26	不当労働行為②（不当労働行為の主体）
11	団体交渉①（団体交渉の意義と形態）	27	不当労働行為③（不当労働行為意思）
12	団体交渉②（団体交渉の当事者）	28	不当労働行為④（不利益取扱）
13	団体交渉③（団体交渉の手続・態様）	29	不当労働行為⑤（支配介入）
14	団体交渉④（団交拒否の救済）	30	不当労働行為⑥（不当労働行為の救済）
15	労働協約①（労働協約の意義）	31	期末試験
16	労働協約②（労働協約の法的性質）		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部、学科、学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、期末試験の結果を基本とし、出席点を加味した上で行う。

必要に応じてレポートを課すことがある。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

- ・西谷敏『労働組合法（第3版）』（有斐閣・2012年）
- ・浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第4版）』（有斐閣・2011年）